

## 9月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君   |
| 2 〃  | 大森 茂彦 君  | 9 〃  | 朝倉 国勝 君  |
| 3 〃  | 山城 峻一 君  | 10 〃 | 滝沢 幸映 君  |
| 4 〃  | 祢津 明子 君  | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃  | 中島 新一 君  | 12 〃 | 西沢 悦子 君  |
| 6 〃  | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君  |
| 7 〃  | 玉川 清史 君  | 14 〃 | 中嶋 登 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |   |        |
|-----------------|---|--------|
| 町 長             | 山 | 村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清 | 水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 柳 | 澤 博 君  |
| 総 務 課 長         | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 大 | 井 裕 君  |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 | 貞 巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長         |   |        |
| 総 務 課 長 補 佐     | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長         |   |        |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |   |        |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| (1) 千曲川を活かしたまちづくりほか  | 塩野入 猛 議員   |
| (2) 太陽光発電・蓄電設備についてほか | 中 嶋 登 議員   |
| (3) 町温泉施設についてほか      | 山 城 峻 一 議員 |
| (4) コロナ感染から命を守るためにほか | 大 森 茂 彦 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、保健センター所長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**保健センター所長（竹内さん）** おはようございます。大変貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。

昨日9月9日、玉川議員さんの高齢者肺炎球菌ワクチンについての一般質問の中で、町の財源につきまして特別交付税と答弁いたしましたが、正しくは普通交付税でございます。

大変申し訳ございません。おわびを申し上げますとともに、訂正のお願いを申し上げます。

**議長（小宮山君）** お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小宮山君）** 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 最初に、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

**13番（塩野入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、千曲川を活かしたまちづくり。

坂城町の中心部を南北に流れる千曲川は、春を迎えると川魚を提供するつけば小屋がいくつも建ち、また、夏を迎えると巨大アユのメッカとして町内外の釣り人が押し寄せるなど、川との関わりがいくつもありました。ところが、今は、コクチバスやブルーギルの外来種、またカワウの繁殖により川の生態系が崩れ、その川魚の関わりが消えうせようとしています。

町の中心部を広く占めるこの川をかつてのように復活させることはもちろんのこと、その上に千曲川と親しむ環境づくり、それに環境資源としての活用を図り、千曲川のにぎわいをつくり出し、地域づくり、まちづくりにも寄与される施策が必要と思います。

そこで、これから千曲川を活かしたまちづくりについて順次伺います。

イ、千曲川に親しむ環境づくり。

千曲川に親しむ環境づくりには、川を整備するハード面と川を活用するソフト面の両面からの考察することが必要であります。

ハード面の1つには、ニセアカシア、そのハリエンジュの木やアレチウリといった外来種が繁茂し、在来の自然環境が失われつつあり、対策が必要であります。また、アシやぶが広がり、釣り場を脅かす状況も見られ、整備が必要です。

2つ目は、魚の生態系が崩れ、水中では、コクチバスやブルーギルといった外来魚により在来魚の生息が脅かされる事態、さらに水の上からは、カワウやサギにより魚の減少が起きている状況への対策の必要性です。

3つ目は、更埴漁業協同組合の令和3年度事業計画にも盛り込まれている川の水質浄化であります。汚れの原因の一つが、冬場の消雪剤塩カルが流れ込むという声も聞こえてきます。こうした自然環境、魚の生態系、それに水質浄化について、それぞれどのようにお考えか伺います。

次は、ソフト面であります。まず、令和元年9月議会定例会で、同僚議員の千曲川を利用した自然体験事業の質問に、町長、教育文化課長が教育委員会の主催運営事業の活動状況をいくつか答弁なされ、また、今年度のまなびの玉手箱にも6月の2日間「親子で参加、川の学校」が掲載されています。川の学校には何組の参加があったのでしょうか。また、これまでに千曲川を活用した活動の成果をお聞きをいたします。

今、町には、釣り同好会や水生生物と親しむグループなどの千曲川に関わる組織はあるのでしょうか。千曲川に親しむ環境づくりに向けては、行政や漁協のほか、川に関心のある町民の後押しが必要です。町民による組織づくりを進めるなど、民間の支援体制づくりが大切と考えますが、町のお考えを伺います。

更埴漁協へは毎年40万円の補助がされていますが、その目的と、どのようなことに使われているのかお聞きをします。

また、町と漁協ではどのような交流がなされているのでしょうか。併せて、漁協へはどのようなことを期待しますでしょうか伺います。

千曲川河川事務所では、砂礫河原の保全、再生、外来植物の抑制などを目的に千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会が設立されました。具体的な活動内容をお聞きをいたします。

信州大学の繊維学部の平林公男教授が数理モデルなるものにより、千曲川の生物活動や環境を研究しておりますが、こうした研究者の話の聞いたり交流しながら、アカデミックな面からの対

策、対応も重要と思いますが、いかがでしょうか。

そして、千曲川を活かしたまちづくりには、千曲川に親しむ環境づくりが重要です。千曲川を活性化するためにネックになっているものがありますでしょうか伺います。

ロ、観光資源づくり。

観光資源づくりの第一に考えるのは、かつて巨大アユの里とも呼んだアユのメッカとしてアユをターゲットにした観光資源づくりや、ハヤやジンケンなど川魚料理を味わうつけばの復活ですが、この件についてはどうお考えでしょうか。

2つ目には、中州や低水護岸を活用してのボート、キャンプやバーベキューパーティーのできる空間づくりですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

このほかにも、観光資源づくりに向けた町のお考えがあれば伺います。

ハ、千曲川のにぎわいに向けて。

「(仮称)千曲川の恵みを取り戻す会」の発足に向けて動きが強まっています。私も平成31年に設立準備委員として議会議長の立場で上田、東御議会議長とともに関わりました。今は、坂城町と上田市、千曲市の3市町により進められようとしているようですが、その状況をお聞きをいたします。

一方、8月24日には上田市が軸となり、行政側主体による更埴、上小漁協などが加わった事務担当者会も開催されたとのことですが、どんな目的で、どんな内容で、どんな方向づけがなされたのか伺います。

さらに、にぎわいに向けては、対象が千曲川ですから、広域的な取り組みへの発想も考えることが必要と思います。それは、坂城町をはじめ、上田市、千曲市を含む広域エリアによるスケールアップした事業の推進であります。そうすると、水辺の活性化に向けた国土交通省のかわまちづくり支援事業により、イベント施設やオープンカフェなど様々に環境整備ができますし、何よりも財政支援が容易になります。2市1町が一体になり、かわまちづくり計画を策定し登録することについてのご意見を伺います。

そして最後に、こうした千曲川を活かしたまちづくりに対する町のお考えをお聞きをいたします。

**町長(山村君)** ただいま、塩野入議員さんから1番目の質問としまして、千曲川を活かしたまちづくり、イ、ロ、ハとご質問がありましたが、私はこのハの千曲川のにぎわいに向けてについてお答えを申し上げまして、そのほかの項目については、それぞれ担当課長から答弁をいたします。

まず、「(仮称)千曲川の恵みを取り戻す会」についてであります。この会は、上田市議会農政議員連盟主催により、平成31年1月に信州大学名誉教授の中村浩志先生を講師とした外来魚駆除をテーマに開催した講演会において設立が提起されたものであります。

出席者は近隣市町村の議会及び行政のほか、信州大学などの研究者、漁協関係者など総勢

95名で、かつてサケやアユの宝庫であった歴史ある千曲川が現在では漁獲量の9割が外来魚に変わり、在来魚は壊滅状態となった現状を解決したいと語った中村先生の呼びかけの下、参加者からの「夏の風物詩であるアユ釣りの姿が見られず、千曲川への関心や誇りが薄れてしまった」あるいは「みんなで力を合わせて千曲川の恵みを取り戻したい」などの声が契機となっております。

その後、2回目の講演会を経て、更埴漁協と上小漁協、上田市長、中村教授等が連携して外来魚駆除を行っていくことで一致したことから、関係する当町と千曲市への働きかけがあり、2市1町が会の設立に向けて参画することになったものであります。

また、直近では、今年4月29日に「千曲川の恵みを取り戻す準備会」が開催され、2市1町の理事者や行政関係者のほか、上小及び更埴漁協、千曲川河川事務所長、信州大学からは中村教授、平林教授の2名が出席して設立に向けた課題整理や意見交換などの協議がなされ、正式な組織の立ち上げについて賛同が得られたところであります。設立時期については未定であります。関係市町村や関係団体で連携し、早期設立に向けて準備を進めているところであります。

続きまして、広域エリアにおける国土交通省のかわまちづくりについてお答えします。

国土交通省が進めるかわまちづくりでは、河川空間とまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を目的として推進しており、支援制度に基づき河川管理者がハード、ソフト両面で支援を行っているものであります。具体的には、水辺、道路、公園などが隣接する立地を活かした一体的な空間づくりの実現や、それに伴う観光拠点間の回遊性を向上させる取り組みなどが全国各地で実施されております。

当地域におきましても、現在準備を進めております（仮称）千曲川の恵みを取り戻す会の枠組みの中で、水産業と観光産業などの振興とともに良好な水辺空間の整備など、広域連携による地域活性化に向けた取り組みについて検討していければと考えております。中村浩志先生はいつまで準備会やってんだと言われておりますので、なるべく早く進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、千曲川を活かしたまちづくりについてであります。これまでの当町における千曲川との関わりを顧みましても、つけばやアユ釣り、バラ公園や運動公園など、景観を含めて千曲川と深いつながりがあり、それを活かしたまちづくりに努めてまいりました。今後もこれらの資源を維持、継続させていく一方、国が進めている砂礫河原といった千曲川中流域の原風景の保全とともに、広域連携などによるさらなる活用の方向性なども検討してまいりたいと考えております。

**建設課長（関君）** 私からは、千曲川に親しむ環境づくりのうち、ハード面の外来種やアシ、やぶ対策、また千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会の活動内容について順次お答えします。

千曲川中流域におきましては、かつて砂礫河原が広がり、植物ではカワラヨモギが群落しコチ

ドリやイカルチドリなどの鳥類が繁殖に利用、また、水域ではアカザやアユなどの魚類が生息するなど、砂礫河原特有の生物の生育に適した空間が存在していましたが、現在では、アレチウリやハリエンジュなどの陸生に生育する外来種の植物が繁茂し、生物の多様性が失われつつあります。砂礫河原の再生を行い外来種の抑制を図り、これまでに失われた千曲川本来の自然環境を取り戻すことで砂礫河原特有の生物に適した生息、生育環境を保全、再生することが重要となっております。

千曲川河川事務所は、平成26年に国、県等の環境土木の関係機関に大学、沿線市町、漁業団体のメンバーで千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会を発足しまして、モニタリング部会、技術部会を設け、砂礫河原再生事業の実施箇所の選定や整備の工法等を技術的に検討するとともに、再生効果のモニタリングや結果の検討を行ってきました。

検討会では、ハリエンジュに関しましては昭和22年の4.1倍、またアレチウリに関しましては平成11年の7.5倍まで増加し、加えて外来種の繁茂が洪水時には流れを阻害する恐れも報告されております。

そこで、中流域における現状分析を行い、冠水頻度が年1回以上ある場合は在来種に比べ外来種の植生面積が大きく減少することから、河川内の外来種の樹木を伐採するとともに、河床を年1回程度冠水する高さまで平面掘削や流路掘削を行い、中小洪水により自然攪乱させ、外来種の樹木が生育しにくい場を造ることにより砂礫河原及び砂礫河原に依存する生態の保全再生する事業を行っております。

平成26年から28年までは千曲市冠着橋付近において、また29年から令和元年是上田市の古舟橋付近において当再生事業が行われ、継続的にモニタリングを行っております。令和元年からは南条・網掛地区において実施され、令和3年も引き続き網掛地区での事業を予定しているとお聞きしております。

砂礫河原の維持に向けた保全の観点から、今後の自然再生整備を千曲川中流域全体に進めていただきまして、失われつつある本来の自然環境を取り戻し、砂礫河原特有の生物に適した生息、生育環境を保全、再生することを期待しているところでございます。

次に、信州大学繊維学部教授による数理モデルを活用した千曲川の生態系など環境についてアカデミックな対応、対策についてでございますが、信州大学繊維学部応用生態学研究室において千曲川の付着藻類や水生昆虫類を中心とした生物の研究を野外調査を行いながら実施されておまして、研究室の先生は千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会の座長をさせていただいております。現場で得られました知見を基に、数理モデルを活用したデータ分析を検討会の研究に反映していただいていると認識しているところでございます。

また、千曲川を活性化させるためにネックになっているものは、とのご質問でございますが、種々考えられるところでございますが、かつては千曲川に親しみ、千曲川と関わり合いが多くあ

りましたが、現在は危険な場所という認識の下、千曲川が以前に比べ遠い存在になってしまっているのではないかと根本的には考えているところでございます。

以上です。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、イの千曲川に親しむ環境づくりのうち、千曲川在来魚の生態系対策と更埴漁業組合への補助金等について、及びロの観光資源づくりとハの千曲川のにぎわいに向けてのうち、8月24日に開催された事務担当者会議について順次お答えをいたします。

最初に、千曲川在来魚の生態系対策についてであります。ブラックバスやブルーギルなどは、北米から輸入した外来魚で生命力や繁殖力が非常に強く、在来魚の卵や稚魚などを好んで捕食するため在来魚の生態系が変化し、地域の自然環境にも大きな影響を及ぼしております。また、カワウの集団飛来やサギの繁殖により、多くの在来魚が捕食され千曲川の在来魚が激減しているところでもあります。千曲川の生態系や在来魚を守り、また、千曲川からの恩恵を受け生活やなりわいとしている方々のことを踏まえ、外来魚や魚食性の鳥類の駆除によりそれぞれが適正な数になるよう、更埴漁業組合など関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、更埴漁業組合への補助金等についてであります。更埴漁業組合に対しましては、組合が行うブラックバス釣り大会や組合員による外来魚の産卵床破壊、投網による捕獲等の駆除やカワウやサギの駆除活動など、放流したアユなど外来魚を育てる環境を整えるための活動のほか、千曲川の自然の産物や恵みを知り環境を考える機会とするため、小中学生の釣り大会やそれに合わせたごみ拾いの活動などを通じた地域の資源である千曲川を体感する活動に対して補助を行っております。

今年度は7月17日土曜日に小中学生を対象とした千曲川ニジマス釣り大会が谷川合流地点上流で開催され、また、今月25日土曜日にはバスフィッシングフェス2021が鼠橋から筈橋の間を会場に開催されます。

漁業組合が実施する様々な事業や活動を行う際には、事前の協議や打合せ、当日の共同実施など漁業組合と町が一緒になり、連携と交流を図りながら各種事業を行っているところであります。町といたしましては、引き続き、地域のシンボルであり財産でもある千曲川について様々な活動を通し、地域の皆さんが共に考え、守り、共存していくことができる取り組みを漁業組合に期待するとともに、連携して進めてまいりたいと考えております。

続いて、ロの観光資源づくりについてであります。

町内の千曲川河川敷では、かつては春から初夏にかけてつけば漁が行われ、そこで採れたウグイを塩焼き、天ぷらなどの料理にして食べることができるつけば小屋があり、初夏の風物詩として地域で親しまれてまいりました。また、夏のシーズンには、巨アユの地として全国的にも有名になったことから県内外から大勢の釣り客が訪れ、所狭しと競ってさおを出し、アユ釣りを楽しむ姿が見られました。

最近では、外来魚やカワウによる捕食などの被害により、ウグイやアユなどの在来魚が減少し、つけば小屋の数も減り、アユ釣り客の姿もほとんど見かけなくなりました。巨大アユによる観光資源づくりや川魚料理を味わうつけば小屋の復活についてであります。まずはアユやウグイなどの在来魚がすめる環境づくりが必要と考えております。釣る魚や食べる魚など、以前から生息していた魚を千曲川に取り戻すことが必要であり、その環境を漁業組合などの関係団体と協力、連携し整えてまいりたいと考えております。

次に、中州や低水護岸を活用しての空間づくりについてでございますが、現在、町では運動公園として一部河川敷を利活用しております。中州につきましては、最近の秋雨前線の影響や一昨年の台風19号の状況などを見ましても、その都度流され、川の流れが変わることから活用は難しく、また、低水護岸を増やしてしまうと水の流れる川幅が狭くなるため、さらに流れが速くなってしまふとともに、川魚が好んで生息する水がたまる澱みがなくなってしまうため、釣りやつけば漁などを行う場所が減ってしまうことにつながります。今後、河川敷で利用できる場所を把握し、キャンプやバーベキューなどができる敷地があるか、また、できる場所であるかを検討し、有効的な空間づくりについて研究してまいりたいと存じます。

次に、観光資源づくりに向けた考えについてでございますが、河川敷にありますマレットゴルフ場は町外の方にも多くご利用いただいております。上五明のグラウンドは生涯野球などの全国大会も開かれ、県内外各地からお越しいただいた際に周辺の観光施設に立ち寄っていただいているお話もお聞きしております。千曲川やその敷地を利活用した観光資源づくりについては、既存の町有施設や観光施設などとの連携を含め、より多くの方にお越しいただき、興味を持って楽しんでいただけるよう今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ハの千曲川のにぎわいに向けてのご質問のうち、8月24日に開催された事務担当者会議についてでございますが、この会議は千曲川流域の水産振興検討会と題して、2市1町の農政担当者と更埴及び上小漁協による実務者レベルの意見交換の場として開催されました。検討会では、千曲川河川事務所から提供された千曲川本流の魚類生息状況について報告があり、水産現場における外来魚の状況把握がなされたところであります。また、駆除方法について電気ショッカーによる捕獲や外来魚の産卵床の破壊が効果的といった報告がされるなど、外来魚駆除の課題と対策が提起されました。

これらを受け、事務局の上田市では、今後、水産振興の課題や具体的な対策を取りまとめ、実務者レベルでの組織設立に向けて関係市町や関係団体と連携し、年度内での立ち上げを目指すこととしております。

当町におきましても、広域連携の枠組みの中で具体的な外来魚駆除対策への支援を検討し、継続してまいりたいと考えております。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、イの千曲川に親しむ環境づくりのうち、川の水質浄化からの

環境づくりについてお答えいたします。

千曲川が流れる豊かな自然環境の保全を図る取り組みの一つとして、地域住民と行政が一体となって水辺の豊かな自然と親しみ、環境について関心を高め理解を深めていただくための千曲川クリーンキャンペーンには、コロナ禍のため昨年と今年中止しておりますが、子どもから大人まで多くの皆様にご参加いただいております。また、千曲川に流れ込む町内河川については、地域の皆さんの活動により河川清掃等の環境整備が行われているとともに、町が実施する河川等の不法投棄パトロールなどにより環境の美化を推進しているところであります。

千曲川の水質浄化に関しましては、町では千曲川の支流となる河川や用水路など15か所で地下水の水質調査を毎年定期的に年4回実施しております。具体的な調査項目としますと、水中の水素イオン濃度を示すpH、河川の汚れの程度を示すBOD、水の濁りの原因となる浮遊物質、水中に溶け込んでいる溶存酸素、大腸菌群数等であります。これらの水質調査の結果及び水質の状況につきましては、広報「さかき」に掲載して、周知、啓発を行うなど水質汚濁の防止と水環境の保全を図っております。

住民の皆さんの環境に対する意識の向上や下水道の普及などにより、千曲川に注ぐ町内河川等の水質は改善傾向ではありますが、引き続き千曲川の水辺の豊かな自然環境や魚の生態系などの環境保全に取り組みながら、自然と調和した環境づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（堀内君）** 私からは、イの千曲川に親しむ環境づくりのうち、川の学校の参加数と、千曲川活用の活動の成果と、釣り同好会等の有無と、民間の支援体制についてお答えいたします。

まず、川の学校についてであります。坂城大橋の上流でつけば小屋を運営されている方を講師に平成17年より開催し、今年で17回目を迎えたところであります。対象者は小中学生とその保護者で、1日目は会場周辺の河川敷のごみ拾いから始め、魚捕りの仕掛けを手作りし、川に仕掛けます。2日目は早朝5時に集合し、仕掛けにかかった魚を引き上げるところから始め、今年ウナギ、ナマズ、ニジマスなどが釣れました。その後、つけば小屋で調理していただくとともに、別に用意されたウグイを参加者全員で串に刺し、焼いていただきました。

いずれの活動も子ども達には初めての体験であり、この体験を通して現在の千曲川の生態系やつけば漁など、川の恵みや命の大切さについて学びました。

川の学校の参加者数でございますが、今年度は9組が参加し、昨年令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止、令和元年度は15組、平成30年度は8組が参加しており、これまでに200組を超える親子に参加いただいております。

千曲川をフィールドとした講座には、このほかにも「親子で参加さかキッズくらぶ水辺編」がございます。坂城町出身で町の教育委員長を務め、町の特命大使である信州大学名誉教授中村浩志先生にご指導いただき、千曲川河川敷などを散策し、水辺にすむ鳥や魚、昆虫などを観察して

歩き、楽しみながら千曲川の生態系を学ぶ講座で、平成20年度から開催し、これまで11回開催してまいりました。

これらの千曲川を利用したソフト事業の成果といたしますと、かつて子ども達の遊び場、学びの場であった千曲川は、現在では危険な場所という考えや雑草の繁茂により、千曲川に親しむ環境が失われつつある中で、残されたふるさとの自然や水辺に親しむ環境に触れることにより、今ある環境を保全し後世につなげていく必要性について認識していただけたのではないかと考えております。

次に、町内に釣り同好会が結成されているかどうかにつきましては、釣り愛好家がいらっしゃることは存じていますが、同好会などのグループ化がされているかどうかは把握していない状況でございます。

また、町民による組織づくり等への支援についてですが、先ほど申しあげました川の学校や、さかキッズくらぶなどの活動を通じて、参加した町民がまずは千曲川をはじめ川に関心を持ち、仲間と共に自ら取り組み活動していくための気運の醸成につなげられればと考えております。その後、気運が高まってきた段階で、必要な支援に関して検討してまいりたいと考えております。

### 13番（塩野入君） 時間の関係もあります。

二十数年前に、当時、私が35万円で購入した漁業権、今は僅か数万円でも買手がなく、逆に組合員の退会も顕著であります。

千曲川と地域住民との関わりが遠のき、千曲川の魅力が薄れてしまっています。資源を確保して活用を進めていくことが肝心であります。それには町だけでなく、千曲川河川事務所はもとより、漁協や住民組織が一体となつての推進が大切です。千曲川に蓋をしたら、膨大な土地利用ができるというふうに誰かが言っていました。魅力ある千曲川を活用し、千曲川を活かしたまちづくりを思い、次の質問に移ります。

#### 2、土砂災害対策について。

近年の異常気象により、数十年に一度というような豪雨が毎年のように頻繁になり、線状降水帯という表現も使われ始めています。静岡県熱海市では大規模な土石流が発生し、多くの犠牲者が出たり、前線が停滞した長雨により、岡谷市では3人が死亡するなど土砂災害が各地で発生しています。

そこで、土砂災害対策について順次伺います。

#### イ、土砂災害への備え。

坂城町の年間雨量は千ミリ弱で土砂災害には縁遠いと見られていましたが、昨今の雨量は桁違いの状況の中で、近年の町の雨量の推移とその変化をまずお聞きをいたします。

先月8月29日に町総合防災訓練が実施されました。新型コロナ防止から参加者が限定され、参加できませんでしたが、今年は令和元年東日本台風の経験を踏まえ、水害や土砂災害を

想定した訓練がされました。その訓練の中で土砂災害に対する訓練内容とその成果をお尋ねをいたします。

土砂災害の警戒区域及び特別警戒区域は、土石流、地滑り、それに急傾斜地の崩壊の3区分により県が指定しています。町の防災ハザードマップも色分けされて落とされていますが、この1万7千分の1のマップからは正確な境界が分かりません。また、区域ごとに、記号や番号によりそれぞれどこどこ付近とか、あるいはどこどこ一帯というその所在地、場所設定の一覧表があれば、災害が発生した場合にその位置や場所が具体的に分かります。境界の範囲や所在地の設定についてはどんな状況でしょうか。

ロ、大規模盛土造成地について。

坂城町大規模盛土造成地マップが公表され、15か所が指定されています。指定基準やどんな調査がされたのかなどの策定工程をまずお聞きをいたします。

指定された15か所全てが地盤調査、簡易地盤調査の必要なしのグループNというふうになっています。どのような調査内容によりこの優先度ランクの一番低い、最も低いN評価になったのでしょうか。

また、このN評価になっても、1番から8番までの優先度順位が示されていますが、この優先度順位の決め方についてもお聞きをいたします。

造成地の中には、かつて新幹線や高速道路建設の残土による盛土がされていますが、どこの場所に埋められたのでしょうか。これまでに地盤沈下などの問題は生じてこなかったのでしょうか。

位置図には災害弱者、災害時要援護者といわれる保育園児や障がい者施設周辺と示された部所が何か所かあります。こうした場所は定期的に点検、調査をしつつ重点的に強固な安全対策が求められますが、対策はなされているのでしょうか。

マップ作成や造成年代調査などはスクリーニングという方法でされてきました。これから先もこのスクリーニングにより、さらなる地盤調査や対策工事へと進める計画のようではありますが、その具体的内容をお聞きをいたします。

ハ、土砂災害対策。

8月21日の信濃毎日新聞には、先月の大雨では県内11か所が土砂災害発生後に避難指示が出ていたと、このように報じています。問題は、いつその避難指示を出すかのタイミングであります。信州大学砂防学の平松晋也教授は、場所により降り方が異なり、いつ限界を超えるか分からないため適切なタイミングで発するのは至難の業というふうに指摘されています。目安の一つは、気象台と県が共同で発表する土砂災害警戒情報があります。町の避難指示の出し方についての考え方をお尋ねをいたします。

土砂災害に対する重要な対策は、災害弱者、災害時要援護者への支援体制です。土砂災害の危険度が高いのは山間部であり、住宅もまばらで道路事情も厳しいところが多くあると思います。

警戒レベル3の状況に至らなくても、支援を急がなくてはなりません。行政支援のほか、土砂災害警戒区域に住む地域住民との協力体制が求められます。一層の支援体制を整えることが大切ですが、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。ご見解をお聞きいたします。

数十年に一度、100年に一度と言われる集中豪雨や長雨が頻繁に発生しています。土砂災害は歴史的にも開闢以来何もなかったところに発生したり、何の前触れもなく突然発生したりしています。そこで最後に、予測の厳しい土砂災害に対しての町の考え方を伺います。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、イの土砂災害への備えのうち、近年の町の雨量の推移と、8月29日に実施した町総合防災訓練での土砂災害に対する訓練内容とその成果についてお答えいたします。

初めに、町の雨量の推移ですが、坂城消防署で観測された累積雨量の過去5年間の状況につきまして千曲坂城消防本部によりますと、平成28年が789.5ミリ、平成29年が755.5ミリ、平成30年が689.5ミリ、令和元年が700ミリ、令和2年が748ミリとなっております。

次に、8月29日に実施した町総合防災訓練での土砂災害に対する訓練内容とその成果についてでございますが、土砂災害に関わる訓練内容といたしまして、同報系防災行政無線により高齢者等避難及び避難指示の発令を土砂災害警戒区域へ伝達する情報伝達訓練を実施いたしました。また、同じく情報伝達訓練では、移動系防災行政無線により土砂災害などの各地区の被害状況を各自主防災会から災害対策本部に連絡していただく訓練を実施いたしました。

訓練参加者が訓練会場である坂城小学校へ実際に避難していただくにあたりましては、事前にハザードマップをご確認いただき、土砂災害特別警戒区域など土砂災害が懸念される箇所を避けて避難ルートの検討などをお願いしたところでございます。

また、消防団につきましては、土砂災害警戒区域を含む各分団の管轄区域の危険箇所に対し、警戒、巡視、避難誘導訓練を実施していただきました。

土砂災害はその発生を事前に予測することは非常に難しく、土砂災害から身を守るためには日頃からの備えが必要であり、自分の住む場所が土砂災害警戒区域などにあたっているかをまず事前に確認いただくことが重要であると考えております。

今回の訓練における成果として、お住まいの地域の危険箇所の確認や避難のタイミングなどについて周知が図られたと考えておりますが、今後も引き続きハザードマップの見方や避難情報のポイントなどにつきまして周知、啓発し、住民の皆様の防災意識の高揚を図っていきたいと考えているところでございます。

**建設課長（関君）** 土砂災害への備えのうち、土砂災害警戒区域と特別警戒区域の正確な境界及び所在は、についてお答えします。

町内の土砂災害警戒区域につきましては、現在、土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊について警

警戒区域80か所、特別警戒区域56か所を県が指定しております。土砂災害警戒区域の指定につきましては、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域について、地形、地質の基礎調査を実施した後に、一定の基準で指定されることとなります。

ご質問の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の正確な境界及び所在でございますが、指定をした県に確認しましたところ、先ほども申しましたが、地形、地質により区域の指定をされているために、例えば土地の何番地から何番地といったような境界及び所在を示す詳細な一覧表がなく、県で管理している図面データを基に位置を地図上で割り出し、把握しているとのことでございます。

また、ご質問のありました全戸配付しました坂城町ハザードマップは、縮尺が1万7千分の1となっております。指定された場所とそうでない場所の境界がはっきりと分かりにくい状況となっております。町のホームページでは、洪水・土砂災害避難地図、ハザードマップでございますが、それを公開しております。指定された場所を拡大して見ることができます。また、県のホームページにリンクしております「信州くらしのマップ」では防災に関する項目も掲載しており、近隣市町の土砂災害警戒区域なども併せて検索することができますので、町民の皆さんには他市の状況なども含めてより詳細な土砂災害警戒区域が把握できるように町のホームページにリンク集として添付させていただくようにしたいと思います。ご活用いただきたいと思います。

今後、ハザードマップは工事完了に伴い、都度変更していく必要があります。紙ベースで印刷していくと混乱してしまうことも考えられますので、お知らせする方法については検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ロの大規模盛土造成地についてお答えします。

まず、大規模盛土造成地の指定基準でございます。盛土の面積が3千平米以上で谷を埋めたもの、盛土をする前の地盤面に対し角度が20度以上で盛土の高さが5メートル以上盛ったものの2種類が基準として示されております。

令和元年度、国の事業において、第1次スクリーニングとして造成前後の地形図や空中写真を基に大規模盛土造成地を地図上で示すマップ作成が行われまして、町内では15か所が指定されました。令和2年度では、町において、第2次スクリーニングとして大規模盛土造成地変動予測調査を委託事業として行い、15か所の造成年代調査、現地調査を実施したところでございます。現地調査では、盛土及び擁壁の形状と構造、宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無、それから地下水の有無、この3つを軸に調査を行ったものでございます。結果としましては、現地調査での目視等により盛土地盤の安定性に何らかの懸念の要素があり次の段階のボーリング調査、そういったものを地盤調査をする必要があるかの判断につきましては、先ほどもありましたグループN地盤調査の必要なしとなっております。

これは、擁壁やのり面の状況の変化や、地下水が湧水となっているかなどによって、地盤調査

の必要性について、優先度が高いもの、やや低いもの、低いもの、必要なしのランク分けで判定されたものでございます。また、その中での優先度順位、それにつきましては、グループがNの中でも仮に地盤調査をするとした場合については、そういった形になっているというランクづけを行ってる状況でございます。

次に、新幹線、高速道路の建設残土による造成地につきましては、びんぐしの里公園、それから南条保育園などの大木久保団地周辺、坂城高校第2グラウンド、岡の原団地東側、上平島団地周辺などとなっております。現地調査の結果では、他の選定された造成地も含めて地盤沈下などの問題を確認されていないところでありまして、特別な安全対策を講ずる必要性の報告とはなっておりません。

しかし、上平地籍の福祉施設につきましては、一部土砂災害警戒区域になっておりますし、南条保育園も土砂災害警戒区域に接しておりますので、避難に時間を要することも考えられることから、早めの避難が必要となりますので、平時からの避難場所の確認や、有事の際には災害情報の確認が必要と考えております。

今後の事業の予定としましては、前年度結果を基に、擁壁、湧水等の調査を、今年度学識経験者を含めて、さらに実施し、地盤調査の必要性及び優先度順位の再確認、それから再検討を行ってまいりたいと考えております。

本年度の調査結果によりまして、仮にさらなる調査の必要が、必要となった場合につきましては、地盤調査を行いまして、その上でさらに安全対策が必要となった場合につきましては、災害時要援護者の方が利用する施設に限らず、重点的に強固な対策検討を進めてまいる必要があると考えているところでございます。

**総務課長（臼井君）** 土砂災害対策についてのご質問のうち、ハの土砂災害対策について順次お答えを申し上げます。

まず、町の避難指示の出し方についての考え方につきまして、町における避難情報発令のタイミングにつきましては、内閣府から示された避難情報に関するガイドラインを一つの目安とする中で、気象庁と県で共同して発表される土砂災害警戒情報や、土砂災害に係る大雨警報の危険度分布などの情報をはじめ実際の降雨量や雨雲の動き等気象条件、町内危険箇所状況などを総合的に判断する中で、適切に避難情報を発令することとしております。

具体的には、主に土砂災害警戒区域内、または特別警戒区域内の住民の皆様に対しまして、お住まいの地域が大雨による土砂災害発生の危険度、通称「キキクル」がレベル4相当、非常に危険とされ、土砂災害警戒情報も発令された状況となった場合に対象地域に対して、避難指示を発令することを一つの基準と考えているところであります。土砂災害警戒情報とともに、気象庁が発表する大雨による土砂災害発生の危険度を示す「土砂キキクル」は、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値が土砂災害発生の危険がある基準に到達すると予測された場合に地図上に5段階

の色分けをして、危険度を表示することができるものであります。内閣府の避難情報に関するガイドラインにおきましても、「土砂キキクル」の活用を基本としており、町といたしましても、これを一つの基準としているところであります。

次に、災害弱者、災害時要支援者への一層の支援体制についてというご質問でありますけれども、高齢者の方や障がいのある方など、避難に時間を要する方につきましては、日頃から自宅の位置をハザードマップで確認し、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域となっている場合は、安全な避難場所や避難経路をあらかじめ確認をしておくといった備えが大切であります。特に道路事情など自宅周辺の環境も考え合わせ、状況によっては避難情報を待つことなく早め早めの避難行動を心がけるとともに、いざというときには、地域ぐるみで助け合いができるよう日頃から隣近所や地域の方とのコミュニケーションを取っていただくことも、重要であると考えているところでございます。町でも、自主防災組織や民生委員への避難行動要支援者名簿の提供とともに、今後は地域の皆様とも連携し個別避難計画の策定を進めながら、個々の状況に応じた一層の支援体制の整備に向け取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、土砂災害に対する町の考え方でありますけれども、土砂災害につきましては、それぞれの箇所における地質や地形、植生等に大きく影響されるため、一般的な土壌雨量等の予測のみでは一概に全ての箇所において判断をすることは、非常に困難であります。町といたしましては、国のガイドラインに示された避難情報発令の基準に基づく判断に加え、職員が町内を実際に巡回する中で確認し、目視等により亀裂などの異変やふだんと違う前兆現象の把握、そういったことに努める中で適切な情報発信に努めているところであります。そうした状況の中で、町民の皆様一人一人が、日頃からお住まいの地域にどのような危険があるのかをハザードマップで確認していただき、土砂災害をはじめとした災害の危険性の有無を、まず知っておいていただくことが、大変重要であると考えております。

町では、台風や長雨の際には様々な気象情報や町内危険箇所の状況など、情報収集に努めながら適切なタイミングにおける避難情報の発出を行ってまいりますが、町民の皆様におかれましても、大雨の際にたとえ町からの避難情報が出されていない状況であっても、特に土砂災害等の特別警戒区域、警戒区域にお住まいの皆様につきましては、ご自宅の周囲の状況や雨の降り方などを見る中で、危険を感じた場合には、ちゅうちょなく自主的に避難を開始していただくなど、いざというときに備え、早めの安全確保の行動を取っていただくようお願いしたいと存じます。

町といたしましても、有事の際の迅速な対応はもとより、広報やホームページ等による平時の啓発や情報提供に努めるとともに、総合防災訓練や地区説明会など様々な機会を捉える中で、災害時の避難や対応などについて住民の皆様にお伝えしてまいりたいと考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** この長雨によりまして、農道七曲線で土砂災害が発生したと、このように報

告がされました。石積みがされていないところでの小規模な路肩の崩落のようですが、状況と、その復旧について伺います。また、そこが土砂災害区域が指定されていない場所ということですが、指定についてはどのようにお考えかお聞きをします。

それからもう一つ、今あの網掛の急傾斜地指定地の斜面崩壊対策工事というのが消防の第9分団の付近まで、今、県事業で行われているわけですが、その先、南に向かって、県道をくぐる六ヶ郷用水の表樋、その間は落石が度々ありまして、大きな石が用水に落ちたり、それから用水を超えて県道脇まで転がってもいるわけでありまして。こういう、いつ落ちてくるか分からない落石は、極めて危険であります。土砂災害特別警戒区域でもありますので、引き続きこの斜面崩壊対策工事が進められますように要望させていただきたいと思いますが、どうでしょうか、お聞きをいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

上平島地区の農道七曲線の土砂崩落につきましては、8月13日から15日にかけて降った雨により、七曲線の一部でのり面の土砂が崩落する災害が発生いたしました。崩落したのり面は、延長約6メートル、高さ約2.4メートルにわたっており、崩落した土砂は約5立方メートルであります。被害の連絡がありました当日中に全ての土砂を撤去し農道に鉄板を敷くなど、安全対策を含めた仮復旧工事が終了しております。

なお、のり面の本復旧工事につきましては、ブロック積み擁壁での復旧を計画しております。

また、土砂災害警戒区域の指定につきましては、地域の状況を踏まえ関係課と検討する中で必要に応じて県と協議をしております。

**建設課長（関君）** 網掛地籍の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、全体計画延長250メートルの区間におきまして急傾斜地崩壊防止施設として重力式擁壁、落石防止柵を高さ4.5メートルで施工しております。

当事業の採択要件でございますが、土地の所有者が、崩壊防止工事を行うことが困難、または不適當と認められるもので、斜面の崩壊により被害が想定される区域において、人家10戸以上に倒壊等の著しい被害が及ぶ恐れがあることとなっております。事業を実施している県千曲建設事務所によりますと、本事業をさらに南へ延長することは、事業採択要件の点で難しいとの判断をいただいておりますが、現状を報告する中で、ほかの事業化、そういったものが組み込めないか、そういったことも相談してまいりたいと考えております。

なお、今回の事業範囲における土砂警戒特別区域、いわゆるレッドゾーンということになるんですが、それにつきましては事業完了後に解除となっております。

**13番（塩野入君）** 土砂災害に遭われた80歳の女性の方が、ここで生まれて初めてこんな災害に見舞われたと、こういうふうに嘆いている姿がテレビで映し出されておりました。土砂災害は、今まで思ってもいない場所に、しかも突然発生します。

坂城町は、雨量もそう多くはなく、安定した土地利用の概念がありましたが、こうした異常気象が続く中では、もはやそれは通用しません。小さな川は各地にあり、専門家は、どこで災害が起きてもおかしくないと指摘をしております。住宅が山の斜面やその近くにある場所は、身近な危険に目を向けることが大切です。危険性に関する情報を集め、住民や所有者への周知を進め、命を守る対策の重要性を改めて考えながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時58分～再開 午前10時08分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、コロナ禍時代ではありましたが、東京オリンピック・パラリンピックが天皇陛下をお迎えし、感動とともに無事閉幕できたことは大変喜ばしいことではありましたが、しかしながら、その裏では全国的にコロナ患者が増えてしまい、菅総理の無策政策が与野党から批判され、菅さんは総裁選には出馬できず国難と言われ、また、非常事態と言われているコロナ禍時代に政府・与党は国会も開かず、日本人の命と社会経済をどう考えているのでしょうか。

自民党は、選挙の顔ということで総裁選が始まるようです。その後には衆議院選挙も行われる予定ではございます。日本が、我が国が大きく変わろうとしているときに、国は一体、何をしているのでしょうか。大いに町会議員としてチェックをするとともに、坂城町民のために注視していかなければと思うものであります。そして、この国の行く末がとっても心配でもあります。これ以上やっていると時間が長くなりますので、質問に入らせていただきます。

①太陽光発電・蓄電設備について。

（イ）坂城小学校への設置について。

今議会で既に可決はされた案件ではありますが、坂城小学校への太陽光発電設備30キロワット、蓄電設備35.3キロワットアワーが設置されます。設置費用として6,380万円かかるようではありますが、民間の事業と比べると、坂城町でも民間で大勢の皆さんが太陽光発電に取り組んで事業化している人が坂城町に大勢おります。その方の中からもちょっとそんな声が出ましたので、少し高いよと、そんなようなことを言われたもので、今回このような質問をさせていただくようなことになりました。でありますので、その辺の分のところをもう少し詳細にお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

そしてまた、大きな台風が来るときなどは、数日前から雨が降ります。曇り空が続くが、そういうようなときでも蓄電池のフル充電はできるのかどうか、この辺のところもお尋ねをしておきたいと思います。

(ロ) 今後、公共施設への設置は。

SDGs、そしてスマートタウンの町として、町長肝煎り懸案でございます。今後、南条小学校、坂城中学校への設置は聞いておりますが、その他、私としては設置できる公共施設に全部設置するよう提案をしたいと思いますが、町のお考えをお尋ねしたいと思います。

(ハ) 各区公民館へ設置を。

避難場所となっている各区の公民館には、既に太陽光発電などつけてあるところもありますが、今後、町で補助金を出して、太陽光、蓄電池をセットで全公民館へ設置をするようご提案を申し上げますが、その辺のところも町のお考えをお尋ねしたいと思います。これにて第1回目を質問といたします。

以上であります。

**町長(山村君)** ただいまご質問ありました中嶋議員さんの太陽光発電、蓄電設備のご質問につきまして、個々ご質問ありましたけども、私からは全般的な考え方と今後の公共施設への設置についてお答え申し上げます、そのほかの質問は担当課長より答弁いたします。

まず、町では安定的な電力供給を維持し、地域全体の電力の有効活用や再生可能エネルギーの活用など複合的に組み合わせた仕組みづくりを目指し、スマートタウン構想事業に取り組んでおります。

そうした取り組みの一つとして、平時のCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策と、令和元年東日本台風の際の停電を教訓とした停電時の電力供給を併せて実現できるよう、地域の中核避難所となる町内小学校の体育館に、再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を進めているところであります。

昨年度は村上小学校に蓄電設備を導入し、今年度は坂城小学校体育館に太陽光発電設備と蓄電設備を導入するよう事業を進めております。

今年度実施する坂城小学校における自立分散型エネルギー導入推進事業の工事内容は、坂城小学校体育館に発電容量約30キロワットの太陽光発電設備と蓄電容量35.3キロワットアワーの蓄電設備を設置する工事でございます。工事は来年1月の竣工を目指し、安全に留意しながら進めてまいります。

次に、ロの、今後、公共施設への設置はというご質問でございますが、町では、これまでに役場庁舎、村上小学校、南条小学校、南城保育園、食育・学校給食センターに太陽光発電設備を設置してまいりました。

また、昨年度策定しました第6次長期総合計画の前期基本計画では、新たな公共施設などの建設・改修にあつては、再生可能エネルギーを活用した発電と蓄電設備の導入を進めるとしており、同じく、昨年度策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、気候変動を抑制するための取り組みとして、町有施設へのクリーンエネルギー導入を明記したところでござい

ます。

今後、町の所有する公共施設は、形状や構造、大きさや立地、必要となる電力など、それぞれ条件も異なることから、導入の方法や時期など検討を進める中で、災害時の対応や平常時のCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策を十分考慮して整備を進めてまいりたいと考えております。

**企画政策課長（大井君）** イ、坂城小学校への設置についてと、ハ、各区公民館への設置をのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、契約額についてのご質問でございますが、設計や使用する機材、また、それらに要する経費につきましては、電気設備などの専門知識が必要となることから、設計業者に委託して設計を実施してまいりました。その上で契約にあたっては入札により契約の相手方を決定し、適正な金額で契約ができたものと考えております。

なお、設計金額につきましては、今後の事業の支障となる恐れがあるため、その詳細までは申し上げることはできませんが、今回の坂城小学校の場合、設計額の約6割、およそ4千万円が蓄電システム、また、およそ1割5分、1千万円が太陽電池モジュールに係る経費でございます。

蓄電システムが契約額の約6割を占めておりますのは、坂城小学校には6,600ボルトの高圧電流により電力が引き込まれ、キュービクルによって通常の電圧に変換され使用されており、こうした高い出力を制御するために必要となる産業用蓄電設備は大量の流通がないため、製造コストが高くなっております。

また、坂城小学校に設置する蓄電システムは、平時には万が一の停電に備え、放電や充電のタイミングを制御する機能や、災害などによる停電時には必要とする特定の箇所のみ電力を送るよう自動で切り替える機能など、既製品にはない独自の機能を備えているため、一般的な機器と比べ高額なものとなっております。

次に、蓄電池への充電につきましては、通常はソーラーパネルと合わせて電力会社から校舎等で使用する電力が供給され、ソーラーパネルからは蓄電池への充電を常に行っております。

また、設置する蓄電システムは、災害時に備え、平時には常に一定以上の電力を確保する機能を追加しており、晴天時よりも発電効率は落ちるものの、雨天時であっても日中は発電が行われるため、前日から雨が続けていた場合でも、蓄電システムに必要な電力が充電され避難所となる体育館への電力が確保されます。

続いて、ハ、各区公民館への設置をとのご質問でございますが、町ではこれまでに、分館施設等整備補助金により、各区の公民館の建て替えなどに合わせた太陽光発電設備の設置についてご相談をいただき対応してまいりました。

この補助事業は、分館等の新築、増築、改築または改修に要する本体工事及び附帯工事について、補助額3千万円を上限として2分の1以内の補助をするものでございますので、必要な際はご活用をいただきたいと思いますと考えております。

14番（中嶋君） ただいま町長、そしてまた、課長より、るるご答弁をいただきました。やはり町のことでありますし、それから今、お話を聞けば、ちょっと高いんじゃないかなと思ったんですが、いろいろ公共施設へつけるときには、今、課長から説明あったお話でよく分かりました。そういうことかと。それなら、ただ単純に民間が、畑のところへ太陽光を設置すると、そういうのとちょっと違うんだと。やっぱり設計もあるでしょうし、いろいろ細かなお話も伺いまして、なるほどと、よく理解できました。

ただ、よく理解はできたんですが、数字のことをちょっと聞いたら、今、私のはよかったと思うんですが、これからもまた、あちこちの公共施設へつけていくんだと、そのときにまた見積りとかいろいろ、今の業界へお願いするときの秘密裏にする部分もあるでしょうから、そこまでまていに、私は話していただかなくてもいいと。よくこの辺で分かりましたので、ありがとうございました。

それから、心配しとったのは、やっぱり台風来るなんていう前の日や、2日、3日前から曇ったり雨降ったりするから、そのときに、蓄電池が満タンになっていなけりゃ、えらい意味ねえじゃねえかこう思っていたんですが、今、課長のご説明を聞くと、大丈夫だと、心配ないと。ということは、全協の場所でも私聞いていますので、24時間ぐらいはもつんだと、そんなようなことを伺っていますので、それでいいのかなと、24時間もてば、そういうふうに思いました。

もつとも、中には3日も4日もかかったらどうするなんていうようなことを言ったような人もおるんですが、またそのときは知恵を絞って、発電機でも使って、充電きっちりやっというて。それでまた、私もよく考えたんですが、これ個人住宅だら、例えば居間は電気つけねば困るなど、あとトイレはつけなきゃいけないとか、冷蔵庫はどうしたってつけとくなんていう話があつて。私も、町長にも前回お話ししました。私も、蓄電池、自分で入れてみたんですが、業者に聞いたらそんな流れで、家中つけていたら、あんなもの、あつという間に電池が終わっちゃうべと。そんな災害時のときだから、一番大事な居間に電気1つぐらい。それから、場合によっちゃあ、テレビが、ニュース見たいからちょこっとつける。あとは冷蔵庫は困るんだと。だから、そんな3か所ぐらいですね、自宅へつけるときの、今の蓄電池の流れは。

だから、そんなものを考えれば、今の公共施設だなんていったって、こういうふうにがんがんつけちまえば、あつという間に終わっちゃういますからね。一番、体育館の中の大事なところへ1つ電気をつけて、それからおトイレのところはつける、数少なくする。一番必要なとこだけやれば24時間ぐらいはもつのかなと。そんなようなふうに思いました。それと、私も今、課長からの答弁で、とりあえず金額的にはそういうもんだと。

今もまた言われましたように、公民館なんかの関係ですが、これは何か所か、もう太陽光発電をつけてある公民館もあります。それからまた、場合によっちゃあ、これから公民館造っていく場所もあるでしょうし、そういうときには、今、課長もおっしゃられたように、みんなそういう

ところへも、公民館造るときには大きなお金を町からも差し上げてんだから、そん中で上手に使って太陽光やっておくんだって話もあると思います。

ただ、お願いしときたいのは、もう既についているとこ、これは蓄電池まで公民館で入っているところってあんまり聞いておりませんので、太陽光は結構やってあると思います。ぜひ、その辺のところをまた、よく吟味して、これからは、そういう場所へも蓄電池をつけていただければありがたいのかなと。町長は今、うなずいていましたので、これはもう間違いなくやっていただけると、こんな確信を持った上で、第2質問に入っていきたいと思います。

②子宮頸がんについて。

(イ) 子宮頸がんワクチンの推移は。

この質問は少子化問題の中の一つとして、中沢町政の頃より、私は十数回、この場所で質問しております。私のライフワークの質問の一つであります。坂城町の若い女性のがんにならないように、命を守るのは、これは坂城町の、私は責務であると思います。そしてコロナと同じように、命を守ることは、まさにコロナと同じじゃないかと私は思うものであります。おさらいのようではありますが、過去の接種者の推移と最近の動向をお尋ねするものであります。

(ロ) 17歳から19歳の女性に助成を。

これは、青森県の平川市では、平成25年から、子宮頸がんワクチンは12歳から16歳の女子を対象に定期予防接種となりました。しかしながら、その後、国の勧告により、これまで積極的な勧奨を差し控えてきたことから、公費接種での機会を逃してしまっている方がいるということをご考慮いたしまして、平川市では17歳から19歳の女性に特例救済措置として接種費用の助成を行いました。1回の費用としては上限1万6,753円であり——これ、全部出るようです——3回分を助成するということであります。これは、接種は3回やらないと駄目なんだそうです。コロナは、今2回でいいというお話になっております。それと同じように子宮頸がんについては3回。3回、上限としてですが、1回1万6,753円を出すということで、言うなれば、ただでできるんだと、こういうあんばいですね。その結果です、7月、8月の2か月で16名の女性が子宮頸がんワクチンを3回接種したとのこと。びっくりしました。こんなに大勢の人が来ると、しかも2か月で16人来たという、そういうお話でありましたが、これは日本で初めてやったという話です。

そういうことを鑑みまして、いいことはまねしようよと、私はいつもこの場所でそんなことを言っております。2番目でもいいんですよ、いいことは。だから坂城町も早い時期に行うことをご提案申し上げるものでございます。

(ハ) 坂城町の今後は。

国は、まだまだ消極的であります。坂城町としては、日本で一番早く、独自に積極的にPRして、これからお母さんとなる若い女性の命を守ってあげようではありませんか。新型コロナウイルス

スもしかり、子宮頸がんワクチンもしかり、坂城町の町民の命を守るのは町長と我々議員、政治家の責務と思うが、お尋ねをするものであります。そして、万が一、副反応が出たら、専門家のご意見を聞き、予算計上をしておくことは言うまでもありません。

以上のご質問にお答えをいただきたく思います。よろしく願いをいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 2、子宮頸がんについて、イ、子宮頸がんワクチンの推移は、から順にお答えいたします。

町では、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しており、接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められており、さらに接種対象となる疾病によりA類とB類に分類されます。A類疾病に係る予防接種の接種対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めることとされており、市町村は予防接種を受けるよう勧奨するものとされていることから、接種時期に合わせ個別に案内をし、勧奨をしているところでございます。

ご質問の子宮頸がんワクチンは、平成25年度からA類の定期接種となり、24年度までは個人の希望により接種する任意接種でありました。町では、接種される方の負担を軽減するため、平成23年2月から国の交付金を活用した接種費用の全額助成を実施し、その後、平成25年4月に予防接種法等に定められたA類の定期接種となった経過がございます。

過去10年間の接種人数の推移ですが、平成23年度は基本的に中学1年生から高校1年生の女子を対象とし、接種延べ人数が305人で接種率85.9%、24年度287人で83.7%、25年度25人で10.8%、26年度1人で0.5%、27年度から30年度0人、令和元年度3人で0.8%、令和2年度7人で1.9%となっており、平成25年度以降、接種者数が大きく減少しております。

これは、子宮頸がんワクチンが定期接種となった平成25年に、ワクチンの接種と因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的に見られたことから、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は接種の積極的な勧奨をすべきでないと言われており、町においては、この勧告を受け、個別の接種案内通知を控えたことなどが影響したものと考えております。

現在においても、接種の積極的な勧奨は行ってはいない状況ではありますが、昨年10月に国のヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての勧告が改正され、子宮頸がんワクチン接種についての有効性、安全性及びリスクについて、対象者及びその保護者へ個別に情報提供をすることとされました。

町では、この改正より前の令和2年3月に、2年度に対象となる方に対し接種を適切にご判断いただけるよう個別で通知を送付し、子宮頸がん予防接種の効果と副反応についての説明や、希望をすれば接種が可能であることなどについてのお知らせをしたところでございます。今年度は

7月までの状況ですが、既に延べ18人が接種を行っており、接種を受けるかどうかは本人及び保護者にご判断いただくことではありますが、個別に通知を行っている効果もあるのではないかと考えるところでございます。

続きまして、ロ、17歳から19歳の女性に助成を、についてお答えいたします。

ご質問の平川市の助成につきましては、子宮頸がんワクチン接種キャッチアップということで、積極的な勧奨を差し控えてきたことから、公費接種での機会を逃してしまった17歳から19歳の方を対象に、今年度に限り、特例として接種費用を助成する制度とのことで、二十歳からは子宮頸がん検診の対象者となるため、19歳までを対象としたとのことでございます。

しかしながら、積極的な接種勧奨につきましては、現在も差し控えている状況でありますので、町としましては、接種の対象年齢以外の方への補助については慎重な対応が必要と考えるところでございます。

子宮頸がんについては、婦人科の診察で観察や検査がしやすく、発見されやすいがんで、早期に発見すれば比較的治療がしやすく予後のよいがんですが、進行すると治療が難しいことから、早期発見が極めて重要であるとされております。

また、子宮頸がんは20歳代後半から増加しますが、子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルスの感染によると考えられており、厚生労働省のホームページによりますと、子宮頸がんワクチンにつきましては、子宮頸がんの原因となるウイルスのうち50%から70%のウイルスの感染を防ぐことができ、また、がんを予防する効果も確認されているとのことですが、予防接種を受けても全てのウイルスを予防できるわけではなく、感染の可能性があるとのことですので、がん検診を受診していただくことが必要です。

厚生労働省が定める、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針により、市町村において行うがん検診の項目が決められておりますが、子宮頸がん検診については、二十歳以上の女性を対象として実施することとされており、町においても二十歳になる女性に対してクーポン券を送付し、子宮頸がん検診を無料で受診していただいておりますので、まずは受診の勧奨により検診を受けていただくことが肝要であると考えるところでございます。

続きまして、ハ、坂城町の今後は、についてお答えいたします。

つい先日の9月1日に、国において、接種の積極的な勧奨再開に向けた検討を始めていく、といった報道がされました。現状では積極的な勧奨は控えていかざるを得ない状況ですが、今後は国の検討状況や動向を注視してまいりたいと考えるところでございます。

一方、ワクチンの効果とリスクについて、正確に対象者の皆さんにお伝えすることは大切であると考えており、接種を希望される場合は定期接種として受けることが可能ですので、ワクチン接種によるがん予防の効果とともに副反応の可能性についても十分ご理解いただき、かかりつけ医等と相談の上、接種いただけるよう対応しているところでございます。今後も引き続き、対象

となる方には、厚生労働省のパンフレットとともに個別でお知らせをし、必要な情報を提供してまいりたいと考えております。

併せて子宮頸がん検診についても、町のホームページや広報さかき等で情報提供を行い、検診の必要性についてお知らせをするなど、より多くの方に受診していただけるような取り組みを実施してまいりたいと考えております。

14番（中嶋君） ただいま所長より、懇切丁寧なるご答弁をいただきました。毎回、所長にはご答弁を願って、いろいろご報告いただいているわけですが、また再度——これ予習復習ではありませんけれども、子宮頸がんの、その接種、どうなっているんだと。これを見れば、これは中沢町政の頃だったんですが、何度でもここでやれやれって言ったのにやらなかった。けども、いよいよ国が、その当時、やる自治体は手を挙げると、半分、金、出してやるからと。もうそのときは喜んでね、中沢町長はその場所で言いました、堂々と「やりましょう」なんてな言い方でね、「今でしょ」みたいな言い方されて、そっから始まったんですね。だから、85.9%もやった、あのときはね。その次の年だって83.7%、25年度は10.8%と、ちょっと落ちちゃってね。それからは、もうひどいもんでね、ほとんどゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロと。そういうことであるから、さっき申し上げました青森県の平川市などは、そういうゼロ、ゼロ、ゼロと。

実は私、平川市に電話したんですよ。あんたんところは立派ですねと、日本で一番真っ先、子ども達んところを救える市ですなと言ったら、えらい照れていましたけどね。大したもんだねえかいと。ぜひ私も坂城町でもって一般質問の中で、あんたんこのまねしてえんだと。えらい懇切丁寧にご説明してくれましてね。これ、市長が決めたんかいと聞いたんですよ。そしたら、いやそうじゃねえんだと。どういうこんだいと聞いたら——これ、名前出しても失礼にならないもんで出しますが——青森の平川市の工藤貴弘さんという議員です。ちょっと私のこんだから余計なことも聞きまして、何系の議員だいと、自民党系の議員だそうです。若い方だと。私もインターネットで調べてみたら、若い、なかなか立派な写真載っていましたね。この大将だなと私思ったんです。大体年格好は四、五十代ぐらい。もしかしたら、俺思ったんですが、自分の子ども、女の子がいて、十八、九のところじゃねえかなと思ったんですね。だから余計心配になって、彼は、この工藤さんは調べたと思うんですよ。そしたら、どうもおかしいぞと。

実は、平川市の担当者に私聞いたんですよ。おたく、こんげ一生懸命やってんだから、26年、27年、28年なんて坂城町のほうはみんなゼロだけども、おいだれの市ではどうなってるだいと聞いたら、実は同じですよと。国からそんな、勸奨がどうたらなんていろんなこと言われちゃったから、市としても本気でやれやれと言えなかったんだと。ほとんどゼロに近いと。この市、人口的には我が町の倍ぐらいなところではございますが。ああ、なるほど、そういうことかいと。実は、17歳、18歳の子ども達守るといような御市であるから、何人も注射打ってんだと思

ったって、私聞いたんですよ。全く坂城町と同じ、そんな状況じゃないの。

けども、ここへきて、今の市会議員の工藤さん、本気になってやって、議員提案したんですよ、きつとな。それで市側、そして我々議員も同じだけども、議員全員賛成したんでしょうね、やれや、おいて言っ、それで日本で初めてのことが、今の青森県の平川市は始めた、こういうあんばいなんです。

だから、そんなようなことを考えれば、我が坂城町もできないわきゃねえや。欲かいたことを言えば、日本で一番、真っ先ということで、今の所長のお話を聞けば、いよいよ国も少し軟らかくなってきたと、私思うんです。あんまり積極的にやんなど言っておきながら、個々の家へ、あんた、ワクチン打つ年齢に達したから、ぜひ打ってくださいというようなのは、お知らせは出せるようになったという話聞いていますので、とりあえず、これは一步の前進かなと思います。

だから、私に言わせれば、まさか条例で定めて、小学校6年、中学1年生になったら子宮頸がん打てなんてことはちょっと難しい話ではありますが、そうはいいまして、広報でどんどん宣伝するとか、有線でどんどん流すとか、場合によっちゃ——教育長も聞いていただきたいんですが——学校でそういう話をする機会を設けるとかね、性教育の、もしかしたら一つの流れでもいいし、そういうのなかったら、自分の命は自分で守ろうということで、そういう勉強を取り入れていただくなんてことを、私は考えていっていただければありがたい。子ども達、自分の命ですからね。

さっき所長もおっしゃっていましたが、いくつか種類はあるようですけども、それでもそのやつ打てば、がんならないと言われてんだから、そんなことはやってあげなけりや。ましてや、そんなこと言うなら、私らがそういうことを提案していかなければというふうに思って、ここで俺、でっかい声で町長にお願いをしていると、こういうあんばいでございます。

もし、よかったら、町長。もう所長はあそこまでしか、私、発言できないと思う。やっぱり町長、お待たせしました。ご答弁お願いします。

**町長（山村君）** 子宮頸がんにつきましては、中嶋議員のライフワークということで、長年主張しておられて、それで国もそういう動向になって接種始めたけれども、平成25年ですか、それが副反応が関係あるということで積極的な勧奨はしないということで、その後、接種が少なくなって、ゼロ、ゼロが続いたということでもありますけども。

先ほど所長が話しましたように、坂城町では、そういいながら何とかできないかということで、令和2年から、勧奨ではないけども積極的な説明をしていると、副反応を含めて、あとご判断はいただくということでやりました、令和2年には先ほど申し上げたように7人、ずっとゼロだったのが7人受けて、令和3年は、今18人という、先ほど説明しましたが、そういう積極的なPRで受けていただいているのが現実であります。

また、国で9月1日から、また動きが出たということでもありますので、それをよく注意しながら

ら、町としては積極的な勧奨はしないが、積極的な説明をするということが続けていきたいと思っております。世界中見ても、子宮頸がんワクチンを受けない国は日本ぐらいなものです。ほかはもう積極的にやっています。いろんな国の事情がありますし、副反応に対する国民的な感情もあるので、これはこだわっておりますけども、町としてはできる範囲の中で積極的に説明をして、ご自分で判断いただいて進めるということを当面やりたいと思います。また、国の状況を見ていきたいと思っております。

14番（中嶋君） 今、町長からご答弁をいただきました。町長、なかなか答弁うまいですな。積極的な勧奨を、積極的な説明——説明のほうですね。勧奨のほうは、これ国が、もう少し言ってきたらという、なかなか町長、うまいご答弁されました。

ただ、あんまり私、町長批判ばかりしているわけじゃなくて、だから町長も、そうはいいまして、私も自分で自負するわけじゃないですが、十数回ここでやっていると。その中で今回18名と、これは画期的です、町長。町長のご努力、私もここでしつこく手を挙げていますから、そんなようなことが少しは町民のほうへ浸透してきたかな、こう思うものであります。この部分に関しては、町長、私も正直に敬意を表します。

ただ、中嶋登ちゅうのは欲が深いんですよ。何人、それじゃいるだいてことになるんですよ。果たして18名でいいのかと、そこんところが町長、大事なことなんですよ、私に言わせれば。パーセンテージなんてのは難しくて、私うまく出せないけども、それこそは、これ1割にも満たねえか何かってような世界ですから、できれば私は、100%というのは難しくて、コロナも私は全部やろうと思ったんで100%と思ったけど、中には「いや、駄目だ」と。その人に医療の理屈聞いてみたら、なるほど面白い考えがあんなど、「あんなもの、この間できたばっかじゃねえか」と「インフルエンザみたいに何十年もやってれば問題ねえけども、この間できたばっかなのに。人間モルモットみたいなことやられてて、とんでもない話だ、あんなもの受けねえや」というのが受けない人達の話ですね。そんなような話を私聞きました。なるほど、そういう考えもあるだかと。ただみんなおっかながって、おどけて、2度やりなさいいうたら、「おい、2度やったか、おい、2度やったか」とみんな聞いているわ。「ああよかったな、2度やれば、おい、大丈夫だ」なんて言って、みんなどっか遊び行っちゃったり、G o T oだなんて言って、うまいもん食い行ったり、こんなようなあんばいにはなっているんですが。

私もそっちです、どっちかいたら。おめえ、やったかって。何だ、やってねえ、はい、やってこう、なんていうた、私もそういうほうです。でも、いろんな人間いますからね、中には、私そんなことを言ったような人もいるわけです。だから100%ってことは言えないんですが、せめて始まった頃の八十何%、90%ぐらいの子ども達に子宮頸がんにならないワクチンの注射を打っていただくなんてことは、町長と我ら議員がやらなきゃ、誰がやるんですか。その辺、町長、よくまたお考えいただきまして。その18名に関しては、もう一度言います、敬意を表します。

もう一踏ん張り、町長、頑張りましょう。私ら議員も全員応援しますよ。そんなお話を申し上げまして、町長に、もうこれ以上、私言いませんが、ぜひそんなことでお願いをしておきたいと思えます。

さて、前段でもお話を申し上げましたが、コロナ禍時代にオリンピックを開催し、パラリンピックも開催し、菅総理は総理大臣を辞めることになりましたが、こんなときに松下政経塾をつくった松下幸之助さんの話を思い出しました。ナショナル、今ではパナソニックの創立者でございます松下幸之助さんのお話を思い出したということでもあります。この松下政経塾をつくるために塾生を募集したら、学歴などあまりにもすごくて、そういう優秀な人達がうんと集まっちゃったんです。そこで、その選任をする先生、大変困ってしまいまして、優秀なのが日本中から集まってきたから。それで松下幸之助さんに相談に行くと、こんな話を松下幸之助さんはしたそうです。人を選ぶには2つあるんだよと。1つは愛きょうのある人。これは女性だけではないと、男性も同じであると。にこやかでかわいいところがあって、滑稽ではほほ笑ましいところがある人であるんだよと。こういう人の周りにはいろんな人が集まってくるから、情報がたくさん集まると、そういう人を選びなさいと。2つ目は運のいい人がいいんだよと。運がいいってどういうことですかと聞きましたら、運がいいといっても宝くじを当てるとかそういうことではなく、何回も失敗しても最後には必ず成功させる人である、これが松下幸之助さんの考え方だったようです。

それで、こういうことも言っております。東大や京大を一番で卒業していても、ブス面をしていると強面に見られちゃうよと。冗談も言わずにくそ真面目な、こんなのも駄目だと。そして途中で仕事を投げ出すような人、これも駄目ですよと、であるから、松下幸之助さんは愛きょうがあって運のいい人がいいんだよと、こういう人を選びなさいと言ったそうです。

皆さんも松下政経塾はよくご存じだと思います。政界、経済界、研究者などの日本のリーダーを多く輩出している松下政経塾であります。今でも松下幸之助さんのおっしゃったこの教えを松下政経塾は守っておるようであります。そんなことを考えると、菅総理はどうだったんでしょうかね。

最後に、恒例の一句を添えます。「コロナ禍でオリパラやって総理辞め」、これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時54分～再開 午前11時04分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

**3番（山城君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1として、町温泉施設についてです。

2年前の初めての議会の6月議会です。ここで町温泉施設びんぐし湯さん館について質問させていただきました。そのときの内容は、利用人数、収支の状況、また消費税の増税もあったということもありまして、料金改定があるのかどうかということを中心に質問をさせていただきました。しかしながら、その後、新型コロナウイルス感染症などの影響もあるのか、びんぐし湯さん館の利用者が明らかに減少傾向、もしくは決して多くない状況にあることは、一人の利用者としてよくよく実感はしております。

ちなみに、この議会の場でも報告、補正予算等でもありましたように、びんぐし湯さん館は開館から来年で20年を迎えるということになりまして、また、その温泉の掘削からも二十数年が経過し、その井戸も老朽化をしていることは容易に想像ができます。ちょうど2か月前になりますか、温泉井戸調査工事が行われたというのは、もう既に周知の事実であります。それに伴いまして、7月5日から11日までの間、びんぐし湯さん館は休館となりました。

そこで、まず、伊としまして、温泉井戸調査工事についてお伺いいたします。

その内容としては、この調査工事というのはどのようなものであったのか。これについては、その工事の内容とその工事の結果について、まずお伺いいたします。

そして、次に口の湯さん館のリニューアルについてです。

先ほどから申し上げましたとおり、来年、令和4年度にオープン20周年を迎えてリニューアル工事を行うということは明らかになっているわけですが、この工事のリニューアルの必要性、そしてどのような工事を现阶段で計画をしているのか、今、分かっている時点での工事内容及び工事期間、これは分かりにくいとは思いますが、今の時点で構いません、お伺いいたします。

そして、ハとしまして、コロナ禍における来館者の入館時の対応についてです。

新型コロナウイルス感染症の流行が始まって、もう2年近くになります。そして、びんぐし湯さん館だけでないです、公共施設も含めて、様々な施設で手指の消毒や定期的な換気、ソーシャルディスタンスの確保など、2年近く、そんなことをずっと言われ続け、対策をしている個人や団体がたくさんあることは承知しております。

そこで、今申し上げたとおり、その対策のほかに、ほかの多くの施設でもそうですが、来館、来所、そこに訪れた方の利用者氏名というのも書かれている場面は多々見受けられるのですが、そのびんぐし湯さん館においても利用者の記名、氏名と住所、また入館時間などの個人情報情報を所定の紙に記入をお願いしているわけでありまして。

ただ一方で、これはお願いベースでありますので、記入しないというか、できないというか、したくないというのか、そこは分かりませんが、そういった方も現時点では見受けられます。今、申し上げたとおり、これはもちろんお願いベースでありますので、強制ではないため、記入しないことに何ら法律上の問題はあられるわけではないと思っております。

しかし、ここ数日は全国的にも、また県内においても新型コロナウイルス感染症の感染者数と

いうのは減少傾向にあるわけです。しかし、再び感染拡大が起こることのないよう、これまでも、しばらくの間……これは私もどれぐらいというのは、この場では申し上げにくいんですが……再度、感染拡大が起こらないよう、まず、びんぐし湯さん館、温泉施設に対して記入の徹底、そういった感染予防の対策の徹底を再度呼びかけることはしたほうがいいんじゃないかという提案したらどうかということをお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。

**町長（山村君）** ただいま、山城議員さんの町温泉施設についてのご質問がございました。順次、お答え申し上げます。

今もお話しありましたけども、平成14年にオープンしましたびんぐし湯さん館は、住民の健康増進、コミュニティー活動の推進、地域活性化などを図るための温泉施設としてオープンして以来、この8月末時点で延べ514万人の皆様にご利用いただき、来年、令和4年には記念すべき20周年を迎えるということとなります。これもひとえに、これまでご利用いただいた皆様をはじめ、応援いただいた町民の皆様や議員の皆様のご支援があればこそと感謝を申し上げる次第でございます。

また、施設を運営する振興公社のスタッフ一同も、質の高いサービスを提供できるよう、日々励んでおります。

まず、ご質問のイの源泉井戸調査工事につきましては、上平島の源泉井戸が掘削、揚湯から20年以上が経過し、井戸孔内の経年劣化の状況などを調査するため、このたび、点検工事を7月5日から11日までの間、実施いたしました。この点検工事の内容は、井戸の内部を確認する水中カメラや各種センサーなどを挿入し、内部の状況を点検したものでございます。その結果、経年による井戸内部のさびや湯あかなどの状況を確認したところでございます。また、これと併せ、揚湯管の一部と水位センサーを交換いたしました。さらに、稼働中の源泉井戸ポンプに一部損傷が確認されましたので、大事に至る前に、新しいポンプに交換するための経費を今議会の補正予算案に計上させていただいているところでございます。

また、点検工事の実施期間中は、びんぐし湯さん館の休館と温泉スタンドの休止にご理解をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

次に、ロの湯さん館のリニューアルについてのご質問ですが、びんぐし湯さん館はオープンから10年が経過した平成24年に、お客様に、より満足いただける施設とするため、老若男女を問わず、誰もが利用しやすい施設をコンセプトに、玄関からの動線の見直しや館内のスロープや授乳室、キッズコーナーの新設、テーブル席レストランの増設や石風呂等の設置などの大規模改修を実施いたしました。

しかしながら、またオープンから19年がたち、前回、手を入れてこなかった心臓部というべき機械設備の老朽化が進み、更新が必要となっております。また、施設内部におきましても、10周年の大規模改修から9年がたち、経年劣化による不具合が出始めてきております。

このような状況を踏まえまして、今回予定しておりますリニューアル工事は、今後設計を行い、老朽化した設備や施設の改修を行うとともに、お客様のご要望にお応えし、施設の魅力を、より向上させる工事を実施してまいりたいと考えております。

さらに、先ほど申しあげました源泉井戸内部のさびや湯あかなどを除去するためのメンテナンスを、リニューアル工事に合わせて、来年進めてまいりたいと考えております。

また、工事の期間についてもご質問ございましたが、実はまだ設計ができておりませんので具体的なことは申しあげられませんが、休館する期間をできるだけ短くするよう調整してまいりたいと考えております。

最後に、ハのコロナ禍における来館者の入館時の対応についてのご質問にお答えします。

びんぐし湯さん館では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、県の不特定多数の方を受け入れる施設の対応方針に従い、ご来館される皆様に手指の消毒やマスクの着用をお願いするとともに、保健所が実施する行動調査や接触者調査のため、お名前や連絡先等の提供をお願いしております。これらの対応につきましては、施設を運営する振興公社において、県の最新の対応方針を確認して実施しており、町といたしましても県から発出された対応方針を、確認の意味も含め、振興公社に伝え、実施するようにご指導をいただいております。

先ほども議員からご指摘もありましたので、今後も新型コロナウイルスの感染対策は継続して実施していく必要があります。ご来館いただいた皆様の安心安全を守るため、引き続き定期的な館内の消毒や換気など、基本的な対策の実施や入館時の対応などについて指導してまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** ただいま、町長から、湯さん館の工事について、またリニューアルのこと、来館者の入館時の対応について、一つ一つ丁寧にご説明いただきました。

ちょっと、工事のことについて1つ、あとリニューアルについて1つ、この機会に再質問をしたいと思います。

まず、調査工事のほうなんですけど、今、様々な経年劣化、その点において不具合があったりだとか、改修、修繕、必要だということなんですけど、これについて公表、要するにホームページもそうですし、報告書みたいな形でもいいんですけど、そういうものは開示、公表しているのかどうか、公表する義務があるかどうかという点も含めてなんですけど、この点がやはり気になっていますので、まずこれについて1つです。

2つ目についてですが、これもずっと気になっていて、いろんな人と話している中で言われたことでもあるんですけど、先ほどの先輩議員の話の中にもあったことなんですけど、改修等する場合については、太陽光のことも、先ほど町長発言されていたように、導入していくことも考えるという話がさっきあったので、これ無理やり結びつけちゃいけないんですけど、湯さん館もせっかくリニューアルするんであれば、2年前の台風の件もあるわけで、そこを避難所にする……で

きるかできないかは別として……そういうことも考えていくとすれば、無理やりですけど。もちろんお金がかかることは承知はしていますが、湯さん館にもソーラーパネルを設置したりだとか蓄電池を設置することで、駐車場も多くあります、駐車場での避難もできるだろうし、ましてやお風呂、衛生面に関しても、そこでしっかり電気が供給され続ければ、小学校、中学校、ほかの避難所に並んで、いい避難所としても運営ができるんじゃないかというふうにも考えられます。もちろん、再三にはなりますが、ソーラーが設置できるかどうか、費用面と、もちろん設置の技術面については、今後、研究が必要なかもしれませんが。

まとめますと、今回の調査工事の結果の報告についてが1つ、そしてリニューアル工事について、ソーラーパネルあるいは蓄電池、そういったしっかりとした、長期総合計画にもあるような形で、あの施設を有効利用するという考えがあるかどうかを再質問としてお聞きいたします。

**企画政策課長（大井君）** 2点の再質問について、順次、お答えをさせていただきます。

初めに、7月5日から行った調査工事の内容についてでございますが、こちらについては、現在、公表はしていない状況でございます。

続きまして、避難所などとしても活用という中で、太陽光ソーラーパネルの設置ですとか、蓄電池の設置というものでございますけれども、これは、先ほど別の議員さんのご質問にもお答えしましたけれども、町といたしましては、順次、公共施設に設置をしていくというところでございますので、そういった中で検討してまいりたいというところではございます。

また、避難所としてなんですけど、それについても検討を重ね、避難所としての機能……お湯の送水管の損傷ですとか、そういった部分もあって、そういったこともまだ検討されておられませんので、今後そういったことも含めて検討してまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** 担当課長より、丁寧な説明いただきました。

まず、ソーラーに関しては、確かに、すぐ、このリニューアルに際してというのは、ちょっと無理やりなこじつけみたいなどころがあるんですが、ただ、町民感覚……もちろんお金の面はというのは置いといたとしても、やっぱり、そういったものも町は考えているんだよと、今回のリニューアルに間に合わなくても、そういうのを考えているというメッセージを頂いたと思って、それはプラスに受け取りたいと思っています。

ただ、今、担当課長から答弁いただきましたが、調査工事の結果を公表しない、今していないと、しない理由というのは何なのか、やっぱり気になるので、ちょっとその点について、再度、公表しない理由が再度お答えいただけたらと思います。

**企画政策課長（大井君）** 公表しない理由でございますけれども、先ほど、町長からの答弁の中でもありましたとおり、掘削してから約19年経過をしてきた源泉井戸でございます。そういった中で、状況を確認するという意味も込めて中を見て、調査を行ったというものでございまして、その中で一つ発見できたのは、井戸ポンプのほうの軽微な損傷があったというところではありま

すけれども、それ自体、公表する内容ではないと考えておりますので、現在、公表はしていない状況でございます。

**3番（山城君）** 軽微なということですので、今後の工事、リニューアルの際に調査工事で発見された不具合等は直していく、直っていくということでもいいんだろーと思いますし、もちろん不透明なところがたくさんあるわけですので、そこについて具体的にどうだとか、ここはもっとこうしろということは、この場では、確かにこれ以上聞くのはよくないと思いますのでお聞きはしませんが、今回のこの湯さん館の話をする決めた理由の一つが、直近でも、私がたまたま温泉入っていたときに、私も知らないような……私も知らないようなっていうのは語弊があるんですが……利用者の中に、ここの不具合があったんだよねとか、ここがこんな不具合なんだよねとか、真偽は別として、そういう話がやっぱり出てきている。特に温泉利用者なので、興味深くいろんなところを訪ね歩いたのか分かりませんが、そういった話もう既に出ているっていうことであれば、公表の義務があるのかなにかっていうのは、先ほどから私も分かりませんと言っていますが、どこかでこの辺の故障がありましたと、つきましては、それは町としてのアナウンスじゃなくてもいいです。振興公社としても、その結果を、例えば簡単にホームページ等で記すなりということは、もしかしたら必要なんじゃないかなとは、これは今の答弁を聞いていて思ったところ。（発言の声あり）すいません、もう一回、課長に答弁をお願いします。

**企画政策課長（大井君）** 軽微な損傷というのは源泉井戸ポンプの部分でございますけれども、そちらについては、今回、9月の本議会に補正をお願いを申し上げているところでございます。そういった中で、お認めいただければ交換をしまいたしますので、その際に利用者の皆様方にはご案内をしまいたいと考えております。

**3番（山城君）** 大変失礼いたしました。私の認識や聞き間違いもあって、大変、担当課長にはご迷惑をおかけしました。

やはり、アナウンスは必要だということで、一般町民にも分かるように説明は必要なのかなと。今の源泉ポンプに関しては、補正予算が出ているのを認めてもらった際には、こちらで議会で議決した際には前に進むということでもいいと思うんですが、その後しっかりとホームページ等での報告というのは、ひとまず振興公社として必要じゃないのかということは思っております。

やはり、経年劣化で当然傷んだり、あるいは不具合が生じるというのは十分想定されますし、ただ、今私が申し上げたとおり、利用者が不安に思うようなことは、やはり小さなうちにしっかりと訂正したり、あるいはしっかりとそういうことがないようにアナウンスする必要があると思っておりますので、その点については重々承知をさせていただいて、私も今、少し勘違いもありましたが、しっかりと私も議員として、また町側は町側として振興公社を通じて、湯さん館については、しっかりとアナウンスをしていただきますよう、お願いというか話をさせていただきます、次の質問に移りたいと思います。

2番目についてですが、通学路についてです。

私自身、小学生などが通学する時間帯に町内交差点を通過したり、時々、見守りをしていることがあるんですが、そのときに、私の住む上五明区の町道と県道が交差するところ、これを具体的に言ってもいいのかわかりませんが、県道160号線と上五明の公園とのクロスする道路なんですが、その県道を渡ろうとしている中学生を見かけました。その場所には、横断歩道は現在ありません。ちなみに、この約120メートル西側、村上側、上平側に横断歩道があります。

先週の4日間になりますが、中学生が横断する横断歩道がない場所と、現在、横断歩道がある場所、それぞれを朝7時から8時までの1時間、通行台数並びに歩行者数の調査をいたしました。

その結果は、横断歩道がある場所で横断する中学生は1日平均0人、4日間、誰もいませんでした。そして、横断歩道がない場所で横断する中学生は1日13人、晴れている日に21人ぐらい、20名を超える中学生が横断し、雨が降っている日が1日あったんですが、その日ですら12名ぐらいの横断者がいました。もちろん、この道に関しては、早朝、散歩をしている方も多く、大人の方、また通勤と思われる大人の方も、そこを横断しておりました。

既設の横断歩道から僅かの距離しか離れていないため、新しく横断歩道を設けるのは難しいというのは十分分かります。しかし、その県道に関しては、私は上五明の区民からも言われたことがあるんですが、なかなか樹木の手入れが、どうしても期間が長くなってしまっていて雑草が生い茂ってしまったりだとか、あるいは直線距離が1キロ以上ですか、橋の長さプラスアルファですので、1キロ以上あるため、スピードが出やすかったりする場所でもあるため、私の感覚でも、この場所は危険だと、見通しがいいようで悪い部分であると感じています。そういった観点から、何らかの対策が必要ではないかということも感じております。

また、通学する中学生からも意見をいただき、渡りにくい、ここ、ちょっと怖いんだよねという言葉を中学生本人からも話を聞くことができました。

そこで、2番目の質問のイとしまして、通学路の安全確保についてお伺いいたします。

平成24年4月に京都の亀岡市において、登校中の児童及び引率の保護者の列に軽自動車が飛び込み、尊い命が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。それ以降、全国で同様の事故が相次ぎ、その状況を踏まえ、国から通学路の緊急安全点検の要請が出され、その後、通学路交通安全プログラム策定の通知が出されたということです。

このプログラムの概要と公表している内容はどんなものか、まず1つ目としてお伺いいたします。

また、町のホームページに、その安全点検等を行った箇所一覧と地図、地図上にここを直したよというのが明記されているわけですが、その対策箇所一覧と通学路交通安全プログラムが別々のホームページに記載されていることが分かり、それが分かりにくいとの指摘がありました。これらは関連するものでありますし、町民が見やすくするために何らかの改善、ホームページの改

善、そういったものも必要であるかと考えますが、それに対しての見解はどうかをお伺いいたします。

**教育文化課長（堀内君）** 2、通学路について、イ、通学路の安全確保についてお答えいたします。

平成24年4月に京都の亀岡市におきまして、登校中の児童及び引率の保護者の列に軽自動車飛び込み、尊い命が犠牲になる痛ましい事故が発生いたしました。それ以降も、残念ながら全国で同様の事故が相次いでいるところでございます。

このような状況を踏まえ、全国で通学路の交通安全確保に向けた取り組みの強化がなされる中、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁連名により、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の通知が発出され、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善、充実等の取り組みを着実かつ効果的に実施するための基本方針を策定するとともに、策定した基本方針に基づく取り組みを継続して推進するための体制を構築するよう通達があったところでございます。

これを受け、町では引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを組織的に実施するため、警察、建設事務所、学校やPTAなどの関係機関で構成する通学路安全推進会議を設置し、連携体制を構築する中で、平成27年3月に通学路交通安全プログラムを策定し、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に努めてきたところでございます。

プログラムの概要につきましては、こうした通学路の安全確保に関する取り組みの方針のほか、定期的な合同点検の実施時期や点検による対策の検討、対策の実施とその対策による効果などを分析し、対策後の改善や充実につなげていくといった内容となっております。

また、町教育委員会と各小中学校、保育園、長野県警千曲警察署、長野県千曲建設事務所、町関係課による通学路・お散歩コースの合同点検などを実施し、その点検結果を踏まえ、千曲警察署、千曲建設事務所等の道路管理者の協力の下、緊急に対策が必要と考えられる箇所については直ちに対策を行い、その他の点検、対策、検討の結果を含めた通学路・お散歩コースの緊急合同点検結果として、町ホームページで公表しているところでございます。

ご質問のホームページの通学路交通安全プログラムと通学路・お散歩コースの緊急合同点検結果の掲載場所が異なり、見づらいつのご指摘についてでございますが、これまで通学路交通安全プログラムにつきましては、「防災・安全」の交通安全の項目に掲載し、通学路・お散歩コースの緊急合同点検結果については、「子育て・教育」の項目に掲載していたところでございます。

今回、ご意見を踏まえまして、教育分野と交通安全分野の両方にこれらに掲載することとし、ご覧いただきやすい形に変更いたしましたところでございます。

**3番（山城君）** ただいま、担当課長より答弁いただきました。

安全確保についての2番目のホームページについてですが、早速、対応いただきまして、私も昨日確認しまして、こういうふうになっているんだというのが、早速分かったので、その点

に関しては対応の素早さがこの町にあるんだなということを改めて感じさせていただきました。

そして、1つ目の交通安全プログラムの概要についてですが、やはり町民の皆様が、そういうものがあって、もちろんそういうプログラムがつけられた経緯というのは、やはり自動車事故全般もそうですし、子ども達、いわゆる弱者と言われる小さい子ども達やお年寄り達が事故に遭って、けがや亡くられる方もいるという現状を踏まえれば、そのプログラムの意味というのは大事なものだと感じております。ですので、しっかりとこの場において、再度お示しいただきまして、私も勉強する機会、改めてこれについてしっかりと学習する機会ができたということに関しても、すごい意義のあることだったのかなと思っております。

先ほどの、私が交通量の調査をしたということについて、またちょっと触れますが、町内、通学時間帯、通勤時間帯も含めてですが、メインとなる国道、県道については、渋滞が依然として激しいところが多いです。村上地区であれば県道の長野上田線ですか、そこの交通量はいまだに渋滞が激しく、また脇道などにおいては、その渋滞を避けるために通過すると思われる車が、かなりのスピードで通っていくということも、私も目にはしておりますし、また、そういった話を受け、今後の対応はどうしたらいいかということも、例えば区の関係者の方とも話をする機会があります。

もちろん、道路に関して、すぐできることというのは限られてはいるんでしょうけど、車社会となっている現代社会においては、多少大げさかもしれませんが、どの道も、生活道路も含めて危険がはらんでいると思われまます。その危険を回避するために、全ての道に何らかの対策を講ずるのは限界がありますし、もちろんこれは不可能に近いかもしれませんが、しかし、できるだけ安全な状態にすべく、幅広く意見を聞きながら、その対策を一步でも二歩でも、またプラスに変えていく必要があると感じております。

これについては、先ほど関係機関からいろいろ話を聞いて対策をしているということですが、ちょっとほかの市町村を見て思ったのが、子ども本人からはなかなか、意見を聞いているのかなというのが疑問には思っています。もちろんPTAの方がそのプログラムなり、いろいろな対策を講ずるために意見は聴取している、聞いているということですが、子ども本人からも話を聞かなくてということも……必要か不必要かの2つで言われるとあれなんです……やはり、そういったことも聞くことによって、親御さんが思う目線と子ども達が思う目線はちょっと違うのかもしれないというのは感じたところであります。もちろん、小学1年生に聞くというのは困難だって言う方もいるかもしれませんが、ですが、やはり子ども達の意見も聞きながら、あるいは幅広く聞くという姿勢が、今後、町にも求められるんじゃないかなということは感じております。

この通学路に関して言いますと、あと一言申し上げさせていただきますが、事故が起きないよう、ハード面、ソフト面、両面においての様々な取り組みが、より一層行われることを願っています。

先ほどの町温泉施設についてですが、いささか、私の至らない点もあり、課長には本当に失礼なところがありました。この温泉施設ですが、先日もある方から、こんな意見もありました。この施設、町内からも多くの方が利用されていると、もちろん町外からも多くの方が利用されている。今、こういうコロナ禍でありますので、ある方から言わせれば、町外から来てもらうのは困るという意見もないことはないです。ですが、やはりコロナ後を見据えて、いろんな取り組みをして集客に凶るだとか、集客に凶る前に安全安心な施設として、コロナの最中には、できることをしっかりしていく。そういったことが、これからもコロナの期間はまだ続くと思われまので、しっかりと町としても取り組んでいただきたいということを申し上げさせていただきます、以上で私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで昼食のため、午後1時半まで休憩いたします。

(休憩 午前11時42分～再開 午後 1時30分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、2番 大森茂彦君の質問を許します。

**2番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

1、コロナ感染から命を守るために。

菅首相は、突然、政権を投げ出しました。国民のこんな政治に我慢できないという声に追い詰められた結果ではないでしょうか。新型コロナウイルス対策でも、尾身会長など専門家の意見も聞かずオリンピック・パラリンピックを強行して、感染爆発が起こり医療の崩壊になりました。自宅療養者は、13万人とも言われております。助かる命も助けることができません。

国民の怒りは何よりも政権のコロナ対応に向けられていると思います。それは、菅政権のコロナ対応における3つの致命的な欠陥があると言われております。

1つは、先ほど述べた尾身会長の「オリンピック開催は普通はやらない」と、このように述べているにもかかわらず、それを菅首相は無視をしてオリンピックを開催するという科学を無視した態度であります。

2つ目には、国民に対し説得力のある説明をしないという、説明責任を果たしてきませんでした。

3つ目に、首相就任挨拶での冒頭で自己責任論を語り、この1年間、事業者に対し自粛を要請しながら、それに見合う補償も行ってきませんでした。

現在の感染爆発と医療崩壊は、政権による人災だとこのようにも言わなければなりません。その上で、どうやってコロナから命と暮らしを守り、安心して暮らせる日常を取り戻すかという、こういう考えが必要になってきます。

営業の自粛と不要不急の外出はするなど、これを繰り返すだけです。コロナを押さえ込むには、

ワクチン接種と一体に医療体制強化、大規模検査、十分な補償など総合的対策を講じてこそ、コロナを押さえ込む道が開かれるのではないのでしょうか。

今朝の信毎記事によれば、政府は、全国の緊急事態宣言発令中の21都道府県のうち19都道府県の期限を12日から30日まで延長、そして、6つの県のまん延防止等重点措置は12日で解除すると決めました。また、長野県もウイルス感染第5波で医療提供体制の逼迫が懸念されるとして、全県に出した医療非常事態宣言を20日までで予定していましたが、前倒しで12日に解除することを明らかにしました。

しかし、新たな変異株、デルタ株や最近ではイータ株と言われるものが国内で初めて確認されたこともあり、気を緩めるわけにはいきません。再び感染拡大が起こることも心配されます。

以上のことも含めて、具体的に質問したいと思います。

イ、感染状況はについてお尋ねします。

国民の多くが、オリンピック・パラリンピックの開催について、世論調査で反対もしくは延長すべきと回答が60から70%を示していました。オリンピック終了後、爆発的な感染者が急増しました。菅首相は、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は、原則、自宅療養と、このように政策変更を行いました。

これまでの菅政権のコロナ対策について、非常に頑張っておられております医療関係者、そして町の職員の皆さんのことも考えても、町としてどのような見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

次に、町民のコロナ感染者数は、現在、入院、療養施設、自宅療養者など、どのような内訳になっているのかもお尋ねしたいと思います。

また、町における最近の感染状況はどのようになっているのか、あるいはどのように見ているのかについてお尋ねします。

次に、感染経路や感染原因はどんなものか、これ、全国的にもいろいろあると思うんですが、特に町内での感染された点についても、特徴的等があればどういう状況で感染になったかというようなことも、併せて説明していただければと思います。これは、町民に対しても、注意喚起する上でも大切ではないかと考えます。

次に、口といたしまして、命を守るための施策を。

まず、自宅療養されている人に保健所の見守りがされなくて、亡くなる人が報告されています。十分な医療を受けられるように、今後の第6波を考えて、県に対し臨時の大型医療施設を設置することを要請していただきたいと思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

次に、町民であれば、いつでも、誰でも、何度でもPCR検査が受けられる、こういう体制をつくっていただきたいと思います。無症状の人の行動が感染伝播、感染拡大を引き起こしているわけです。感染された人を早く治療につなぐとともに、感染伝播を食い止めるには最良の方法で

あります。ぜひ、この体制を取っていただきたいと思います。

次には、国民に県をまたぐ行動の制限と自粛が要請され、親族や子ども達の帰省が実現していません。今度の年末年始に、安心してふるさとに帰省できるよう、町がPCR検査や抗体検査の費用を一部負担するなど、このようなことはできないでしょうか。

以上、要望も含めて質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから、1として、コロナ感染から命を守るためにということで種々ご質問をいただきました。順次お答えしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年1月に国内で初めて感染が確認されて以来、幾度となく流行の波を繰り返しながら、今に至っております。その間、療養者への対応や医療体制の確保を担う各都道府県では、病床の増設や宿泊療養施設の設置などを進め、体制の強化を図ってきたところであります。

しかしながら、このところ新規感染者がようやく減少傾向になってきた第5波は、より感染力が強いとされるデルタ株の影響もあり、これまでにない大きな波となり、8月中旬以降は連日、全国で2万人を超える新規感染者が確認されました。

特に、感染拡大が顕著となった首都圏では、重症者や重症化リスクの高い方の病床の逼迫から多くの方が自宅療養を余儀なくされ、症状の悪化により命を落とされるという痛ましい事案も報じられているところであります。

いずれにしても、入院等の振り分けについては、個々の症状や状況を踏まえた医師による適切な判断が基本になると考えており、お聞きしたところ長野県では、感染された方について、必ず専門の医師が診察して入院等の判断を行うということで、県では7月末に長野県健康観察センターを開設し、自宅療養される方の日々の健康観察をより充実されているということでありま

す。

次に、町内の感染状況であります。当町では、昨年8月に初めての感染者が確認されて以来、現在まで累計45人の方の感染が県より発表されておりますが、感染者に係る情報は、県が一元管理をしております、プレスリリース等に特段の記載がない限り、入院や宿泊療養、自宅療養の内訳は分からないという状況であります。

次に、町における最近の感染状況についてのご質問であります。これまでの感染者45人のうち、3分の1に当たる15人が先月に集中いたしました。県全体で見ても、8月だけで2,600人以上の新規感染者が確認され、当町同様、これまでの累計感染者数の3分の1を占めております。

夏休みやお盆の人流増加に加え、県内でも感染力の強いデルタ株への置き換わりが急速に進んだものと思われ、町では感染の確認がある都度、防災行政無線やすぐメール、ホームページでお知らせと感染拡大防止の呼びかけを行い、注意喚起をしているところであります。

幸い、町内では、これまで、周辺地域で感染が拡大している状況においても、施設や学校、保育園等での集団感染といった事例はなく、町民の皆様の適切な取り組みに改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、感染経路や感染原因につきましても、先ほど申し上げましたとおり、県が発表している以上のことについては分からないという状況であります。しかしながら、その時々で県から示される感染傾向などを踏まえ、県外との往来に起因する感染事例が増加しているといったことや、家庭内、職場内での感染が増えているといった情報を町民にもお知らせし、注意を促しているというところであります。

続きまして、口の命を守るための施策をについてでございます。

まず、臨時の大型医療施設の設置を県に要請してはどうかというご質問でございます。

過日の報道、これ9月5日ですけれども、信毎で第5波の感染拡大を受け、47都道府県と20の政令市のうち、25自治体が臨時の医療施設などを開設または開設予定との記事がありました。ほとんどの自治体で医療スタッフの確保が課題とのことであります。

長野県においても、8月中旬以降、病床使用率の高い状況が続き、8月20日には、県から医療非常事態宣言が発出され、県としては、臨時的な受入病床の増床を医療機関に要請するとともに、軽症者等を受け入れる6か所目の宿泊療養施設の開設も視野に入れた対策を打ち出したように、まずは、設備とスタッフの整った医療機関での体制を確保することが望ましいと考えているところであります。

臨時の大型医療施設の設置につきましては、県内の療養者や医療提供体制の状況を、県や医師会、市長会、町村会などの関係機関が情報を共有する中で検討していくことが課題と考えております。

次に、町民であれば、いつでも、どこでも、何度でも、PCR検査を受けられるようにできないかというご質問であります。

PCR検査につきましては、県においても検査体制を随時拡充し、かつては濃厚接触者を中心に行っていた検査を、濃厚接触者ではなくても感染の可能性がある人や、感染警戒レベルの高い地域やクラスターなどの懸念がある職種への集中的な検査を実施するなど、幅広い対応を行っております。

このように、行政検査として行うPCR検査は、基本的にはリスクのある人やほかの影響が大きい場合を対象として、陽性者の早期発見と感染拡大防止の観点から行うものと認識しております。

なお、町内の一部医療機関では、希望者への自費検査を実施しているとのことで、比較的身近に検査を受けていただけるのではないかと考えております。いずれにしましても、PCR検査や抗原検査は、その時点で陽性かどうかを判定するもので、感染や発症そのものを抑えるものでは

ありません。

県内の感染動向を見ますと、この6月頃までは全体の2割から3割を占めていた60歳以上の方の感染が、高齢者へのワクチン接種が進んだ7月以降は1割程度に低下しており、ワクチンには一定の感染予防効果もあるものと考えております。

こうしたことから、町といたしましては、感染の広がりを抑制できるよう、より多くの方へのワクチン接種を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、帰省される方へのPCR検査の費用負担についてでありますけれども、夏休み、お盆の時期に重なった今回の第5波においては、人流抑制の観点から、帰省を含め県境をまたぐ移動は控えていただくよう、国、県、町から強くお願いをしたところであります。

これまでの感染の波は、夏休みシーズンをはじめ、年末年始やゴールデンウィークなど、人の移動が多くなる時期に当たっています。

年末年始が万一、第5波のような状況になった場合、帰省する方への検査費用の補助により帰省を促すことは難しいため、今後の感染動向や対策を見極めながら対応していく必要があるだろうと考えております。

## 2番（大森君） 町長より答弁をいただきました。

PCR検査は、当然抑えるもんじゃはないんですが、やはり無症状者を早く発見をして、そしてそういう方々が日常生活の中で広めるということを早く見つけて、その方を治療につなげてくということ、広がりを抑えていくっていう大きな取り組みだというふうに考えます。ぜひ、それは今後考えていっていただきたいというふうに思うわけですね。

特に、無料のPCR検査をぜひやってほしいという提案ですが、昨日の信毎で山ノ内町の記事が出てました。

これ、無料のPCR検査を、町民希望者に実施するというので、これは特に結果の信頼性の高いPCR検査で無症状の感染者がウイルスを広めることを防ぎ、町民や観光客の不安軽減につなげたいというのが理由だそうです。それで、対象は、町民や町内の事業所などに勤務する町外の在住者が対象で500人をめどに行うということで、それで今、山ノ内も9月議会をやってまして、またこれを補正を組んで、今度プラス千人分のを行うというのが新聞の記事に出てました。やはり、それぞれの自治体がそれなりに、PCR検査の必要性を認めてきているということなんです。

このことは偶然私が質問する前の日に出たということです。これもう資料として使わせているわけですが、やはりぜひ町のほう検討をして行っていただきたいと。

費用なんですけれども、これは、事業費が最初500人の場合180万円ほど予備費でとりあえずやるということと、1千人分については補正予算をきちっと組んで一般会計から出していくということでやっています。

それから、夏休みなどのときには、ほかの自治体もこのPCR検査で帰省する場合に自治体が一部負担をして、そして安心して帰省できるということをやっている自治体がいくつかあります。

このこともぜひ、今度の年末年始、気持ちよく親族に会えるように、帰省できるように検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、あともう一点、昨日の長野県のこれ資料なんですが、入院中は現在135人、宿泊療養中が127人、それから自宅療養中が131人、それから調整中が48人というふうに出ています。それから、10歳未満の累計ですけれども、現在入院されるかどうかは分かりませんが、10歳未満が432人、10代が860人、20代が1,497人ということで、50代から10歳ぐらいのところは最近非常に増えているということがあります。

特に、10歳未満の子どもさんに対しては保護者もついてなきゃいけないということになれば、やはりまた、町内でも10歳未満の方が感染しているというニュースにも出たりしています。やはり、こういう世帯の皆さんのこの支援といいますか、それはどんなふうになっているかとは、当然、今の県の話からいけば、自治体には知らされないということなんですけれども、それはどういうふうになっているかってことぐらいはお尋ねできるかと思うんですが、その辺のところはどうでしょう、分かりますかね。どういう対応をされているのか、どっか預けるところがあるのかどうかと心配するところですが、その辺のところはいかがでしょうか。

**福祉健康課長（伊達君）** 再質問にお答えをいたします。

基本的には、感染者への対応、それと療養の関係、これは県が一元的にやっておりますので、町が主体的にどうこうということではないんですけれども、一応、県の健康福祉部のほうでは、特に小さいお子さんがおられるご家庭で、保護者、ご家族ですね、ご家族の方が感染された場合ですとか、あるいはお子さん自身が感染された場合の対応の仕方について、一応、こんな形でやっというのを決めているということのようであります。基本的には、お子さんが小さいので、養育される方と基本的には一緒にいなければいけないということが前提にありますので、状況にもよりますけれども、ベースになっているのは自宅での療養という形のございます。特に、小児の場合は原則自宅療養、入院の必要性についてはお子さんの病状ですとかご家庭の状況、あるいは医療的ケアの必要性といったところを加味して、医師が判断をしているということございます。

入院する場合も、なるべく圏域の近いところを入院先として設定をして、保護者の方が付き添うこともできるというような配慮をしているというふうに、お聞きをしているところございます。

**2番（大森君）** 県のほうも、そのように対応していただいているということで、ひとまず安心というふうに思います。ぜひ年末年始、親族、子ども達が帰ってこれるように、ひとつご検討願いたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

2といたしまして、新公共交通システムの進捗状況は、イ、進捗状況は。

私は、3月議会での一般質問で、新公共交通システムの構築について質問した折、町長は、お盆までには骨子をつくりたいということのご答弁をいただきました。

現在、実施に向けた工程は、どこまで進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

**建設課長（関君）** 2、新公共交通システムの進捗状況はについてお答えいたします。

町の地域公共交通につきましては、鉄道路線のほか、福祉バスの運行を経て、誰でも利用ができる公共交通の一つとして循環バスの運行が始まりました。

これまでも、運行時刻の見直し、また、上田線への運行の延長、運転免許返納者への運賃無料化、「どこでものれーる」の乗車エリアの拡大など、利用者の利便性の向上に努めてまいったところでございます。

さらに、地域交通の基幹である鉄道路線や循環バスの利便性を高めるとともに、移動困難な高齢者が、買物や通院など日常生活で必要とする目的に利用できる新たな交通手段として、停留所による定期路線循環バスに加えて、デマンド型の交通の導入について検討してきたところでございます。

新地域公共交通システムにつきましては、昨年11月に開催しました地域交通利用促進協議会の中で、システムの構築に向けた研究を行う地域公共交通システム部会を設置しまして、今年2月から、順次、部会員であります区長会長さん、また、各種団体の長や、循環バス・タクシーなどの交通事業者、商工会や社会福祉協議会、学識経験者として長野大学の教授にもご参画いただきまして、検討を重ねてまいりました。

併せて、庁内においても、システムの構築に向けて議論を深める中で、部会案として、新公共交通システムの取りまとめをし、タクシーを使った定額乗合事業の導入に向けた意見集約を行ったところでございます。

部会としての意見につきましては、誰でも利用できる循環バスと併用する形で、既存タクシーを利用した定額制で、自宅から駅、公共施設、通院、買物などの用途に利用する目的で、いわゆるドア・ツー・ドアによる乗合事業をタクシー借り上げ方式で導入を図ることとしました。対象者は、町内在住の移動困難な高齢者を想定しております。運行エリアは町内とする方向となったところでございます。

現在、このタクシー定額乗合事業の運行について、交通事業者と打合せを行う中で、9月中旬には、この部会の上部機関であります地域交通利用促進協議会に、部会としての報告を行う予定となっております。

今後は、協議会での部会報告後、タクシー事業者に関しましては、交通事業者として、現在の貸切りによる運行に加えまして、現行タクシーを使った乗合運行に向けた、国への運行の許可を

取得する準備を進めていただく予定となっております。

今後、交通事業者の運行条件等の準備が整い次第、運行計画を決める坂城町公共交通会議を開催しまして、国土交通省北陸信越運輸局に対し、交通事業者がタクシー定額乗合運行に向けた実証実験の許可申請を行うこととなります。

最終的には、交通事業者によりまして北陸信越運輸局から許可が必要となりますが、町としましても、詳細な部分につきましては、詰めまして事前に準備を進めまして、できるだけ早い時期の運行開始に向けた調整を進めてまいりたいと考えております。

**2番（大森君）** 課長より答弁をいただきました。

いよいよ動き出したのかなというところで安心するところですけども、定額とそしてドア・ツー・ドアということで乗合方式で行っていくということですが、これ循環バスこう回して、あとタクシーが丸いところへ真ん中に入ったりバッテンなったりという形で、縦横に行動できるということにはなると思うんですね。そんなような運行形式っていいですかね。例えば、タクシーがどっか、何ていいますかね、バスとつないで何かするっていうことではなくて、それぞれが独立した形での運行しているということになるのでしょうか。

それとあと、定額で運賃をっていうことですが、まだ具体的にはいくらっていうのにはならないと思うんですけども、定額といってもどのぐらいになるのか、そんなところもちょっと心配で。

だから、乗り合いですから、2人、3人とそれぞれ方向性が同じであれば、それに合わせるのか。その辺のちょっとデマンドのもう少し、どんなふうに行きになるのか、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。

**建設課長（関君）** 循環バスとタクシーが、それぞれどんな運行になるかといったご質問をいただきました。

まず、循環バスは、先ほども申しましたが、誰でも利用できる地域交通でありますけれども、部会案としての新たな乗り合いによるタクシーを使った交通システムは、先ほど申しましたドア・ツー・ドアによる、高齢者を限定した日常生活に必要な不可欠な移動手段の確保、これが目的という形になっております。

新たな地域交通システムの運行につきましては、現在、国などへの乗合運行の実証実験に向けた許可の準備を進めております。

まず、実証実験運行という形になりますので、期間を定めての運行という形になります。実証実験期間中は、循環バスについては、今までどおり通常運行を行います。新たな公共交通システムの運行により、循環バス、そういったものが利用者にとってどんな影響があるのか、そういったことを検証していく実証実験というふうを考えておりますので、循環バスはそのままの運行という形になります。

乗合事業になりますので、事前に予約をいただく方法だとか、乗り合いになりますので、順番

に乗せていって目的地にそのまま降ろしていくっていうのは、デマンドでありますので、それを並行した形になろうかと思いますが、それを実証実験で実施した結果、もしかしたら利用者が選択をして、行きはこれを使うけど帰りはこっちを使うとか、いろんな選択ができると思いますので、そういったことも実証実験期間中にどんな形になるかというのについては、検討してみたいと思います。

それから、運賃につきましては、既に運用している近隣市町村のデマンド利用料ですとかタクシーの初乗り運賃、そういったものも参考にしながら、できる限り利用しやすい定額料金、そういったもので検討してみたいと思います。

**2番（大森君）** ありがとうございます。

大体イメージが出てきたんですが、それでもやっぱり実際に試運転といいますか、運行を何度か、例えば半年なり1年なりやりながら、やはり安定した運行を。そして、利用する方が「あ、これは便利だ」と、どちらも利用できるというようなことで、利用者に本当に利便性ができれば、そういう方式を、ぜひ実証実験の中でスムーズにできるようにお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

3といたしまして、学校給食費の無料化へということで、イといたしまして、義務教育では無償化が当然だがということで質問いたします。

現在、坂城町の学校給食費の状況は、今年度予算では給食費の徴収で約7千万ほどです。20年度決算を見ますと、小学校の児童1人当たり1食が280円で年間2万5千円ほど、中学校では1食325円で6万5千円の給食費を徴収しております。

これは、憲法26条で「義務教育はこれを無償とする」と。これはって教育のことですけども、無償化するということになっています。

そして、食育基本法では「今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきだ」と。人間形成する上での基礎だというふうに強調しております。そのように位置づけています。

しかし、学校給食法は「学校給食費は保護者の負担とする」というふうになっています。

当然、学校給食の設備等は、あるいは人件費等は、当然、自治体の負担となるわけですが、この賄い材料費については保護者の負担というふうになっています。

これは、教育、食育の中の一環のというふうに考えれば、これも含めて、憲法で定める義務教育の中の教育の一環ではないかというふうに捉えるべきだと考えますが、この点についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

**教育文化課長（堀内君）** 3、学校給食費の無料化へについてお答えいたします。

平成17年、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう

食育基本法が成立し、翌年18年には食育基本計画が策定されました。これを受け、平成20年には、児童生徒に対し、食育の推進を図るといった観点から学校給食の目標を見直し、栄養教諭等がその専門性を生かして学校給食を活用した食に関する指導を行うとともに、学校給食の衛生管理を定めるための学校給食衛生管理基準等を含めた学校給食法が大幅に改正され、翌21年から施行されたところでございます。

この改正により、学校給食について7つの目標が示されました。

1、適切な栄養の摂取による健康の増進を図ること、2、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと、3、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと、4、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、5、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと、6、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること、そして、7、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くことという、新たな食育の推進などを加えた目標が掲げられたところです。

改正前の学校給食法では、4つの目標であったところですが、偏った栄養摂取や食事を抜くといった食生活の乱れや肥満・痩身・痩せ型志向など、子ども達の健康を取り巻く問題が深刻化しており、学校給食を通じて地域等を理解すること、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解するための教材的な意味合いが高いことから、学校給食がその改善策として、教育の中で重要な役割を果たすものとして、新たな目標が加えられたところであります。

現在、食育・学校給食センターでは、小中学生の成長期という大切な時期の食生活の一端を担う学校給食につきまして、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食が提供できるよう、また、地域食材を利用した給食の提供等、町の食育推進計画に基づいた給食作りに取り組んでいるところであります。

給食費の無償化をということでございますが、学校給食法第11条では、学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費等の経費については設置者が負担し、それ以外の経費については保護者の負担とすると定められおります。

当町では、これに基づき、学校給食に必要な経費について、保護者の方にご負担いただいているところですが、平成29年度からは、給食費の口座振替手数料を町負担とし、保護者の負担軽減を図ってまいったところでございます。

当町の1食当たりの学校給食費ですが、現在、小学校が280円、中学校は325円としております。この金額は、平成26年度に改定して以来、消費税率が改定された令和元年10月以降も改定せず、学校給食を提供してきております。その後も、食品自体の単価や輸送費などの経費が値上がりしている中で、給食の献立や材料等を工夫しながら、安全・安心な給食を提供してき

たところでございます。

給食費の無償化を実施している自治体では、移住・定住による人口増、転出の抑制、子育て環境の向上などという施策として実施されておりますが、お聞きするところによると、毎年給食費に係る経費を負担し続けるための財源の確保といったことが大きな課題となっているとのことであります。

学校給食法第19条では、保護者に対する援助として「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならない」と定められており、この規定に基づき、対象となるご家庭には、要保護及び準要保護児童生徒援助費、いわゆる就学援助制度の中で、給食費の支援を行っているところでございます。

町といたしましては、給食費を一律に無償化するというのではなく、引き続き、現行の支援策の中で、必要とされるご家庭に対し給食費の負担軽減を行ってまいりたいと考えております。

学校給食に関しましては、今後も引き続き、児童生徒に安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供し、改正学校給食法に掲げられた7つの目標が達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

**2番（大森君）** 課長よりご答弁いただきました。

一つお尋ねするんですが、学校給食は食育の最も基本的な教育で、この具現化した事業ではないんでしょうか。その見解はいかがでしょうか。

**教育文化課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

日本国憲法第26条で「義務教育はこれを無償とする」と規定されており、食育も教育の一環ということでもあります。そういった認識でございます。

ただ、繰り返しとなりますけれども、学校給食法第11条で、学校給食設置者負担、それ以外のものについては保護者の負担とするとされております。このことから、現在、無償化となっている教科書以外の通学用品、学用品費と同じように給食費につきましても、食材料費につきましても、実費負担をいただきたいと考えております。

**2番（大森君）** ちょっとはっきり聞こえなかったんですが、これは学校給食は食育の最も基本的な教育で、これを具現化した事業ではないですかという質問をした。これは、イエスカノーかとか、あるいは全く立場違うとか、何かそんなご意見いただけないですか。

**教育文化課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

学校給食、こちらにつきましても教育の具現化された一つの対策と、一つというふうには考えております。

**2番（大森君）** 1963年、これは昭和38年、小中学校の教科書がそれまでは有償だったんですよね。

私のところも非常に貧しいところで、兄ちゃんのやつは弟にそのまま受けてやると。だから、

上の兄ちゃんには教科書を汚すなと言われていたというのが、いろんな家庭でありました。あるいは、一人っ子のお宅なんかは兄弟いなくて、ご近所の1つ上のお兄ちゃんから教科書をもろうということがあったんです。だから、これも教育なんですよ。

それが、1963年、昭和38年に無償化に踏み切ったわけです。

ですから、この学校給食費も当然教育の具現化したものであって、これは学校給食費のほうが憲法に抵触しているということじゃないですか。

そのことを指摘して、次の質問に行きたいと思います。

4といたしまして、国保の子どもの均等割についてお尋ねします。

イ、憲法違反である子どもの均等割課税は中止を。

現在、町の国保の均等割は3,710円で、赤ちゃんが生まれた途端に課税されます。とりわけ、今のコロナ禍で困窮世帯が増えてます。そうした中、国は来年度、均等割について、未就学児を対象に均等割を一律5割軽減するという法律にしました。なぜ未就学までか理解できませんが、未就学前とすることは中途半端ではないでしょうか。憲法で定めている勤労の義務のない子ども、つまり勤労所得のない子どもにまで課税するということであります。町は当然率先して義務教育の終了まで、15歳までが特に勤労義務ということではありませんので、ここまでは対象にすべきだと、これは当然国へも強く働きかけるべきであるし、町のほうもそのことをきちっと実施していただきたいというふうに思います。その点についてご回答をお願いします。

**福祉健康課長（伊達君）** 4としまして、国保の子どもの均等割軽減のご質問でございます。

国民健康保険制度につきましては、全ての被保険者が等しく保険給付を受けるため、子どもがいる世帯にも、子どもを含めた被保険者の人数に応じて一定のご負担をいただくことを基本としております。

お話にございましたように、先般、国におきまして、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険税について、子ども・子育て支援として未就学児に係る均等割額を減額し、その減額相当分を公費で負担することを定める国民健康保険法と地方税法の一部改正がなされ、来年度、令和4年度から施行されるということとされました。

減額の対象範囲につきましては、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる就学前の子どもさんということで、その子どもさん全員を対象としており、軽減措置分につきましては国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1の割合で負担をし、町の一般会計から繰り出しを行うということでございます。

また、減額幅につきましては、現在、所得の低い方にも一定割合の均等割保険料を負担しているということから、全額免除は適当でないとの理由で半額の軽減とされたところがございます。

現行の制度では所得が低い方の均等割及び平等割について、段階に応じて、7割、5割、2割を軽減する措置があり、当町におきましては、令和3年度の本算定で申し上げますと、加入していただいている1,913世帯のうち1,096世帯、57.3%の世帯がいずれかの軽減措置の対象になっているというところでございます。

ご承知のとおり国民健康保険につきましては国民皆保険をなす国の社会保障制度でございますので、町の国民健康保険に関しましても、法令に基づき国の制度に沿った運用をしているところでございます。

今回の軽減範囲の見直しにつきましても、法の趣旨に沿った適切な対応をまいりますけれども、国におきましては今回の法改正に当たり、今後必要があると認めるときは必要な検討をし、その結果に基づき必要な措置を講ずるとしておりますので、そうした議論、あるいは国の動向、今後も引き続き注視をまいりたいと考えているところでございます。

**2番（大森君）** ご答弁いただきました。

これ、もっとお話しすれば、18歳までが扶養なんですよね。ここまで、本当は広げるべきであるわけです。とりあえずは未就学までということで、国のほうも一歩足を踏み出したということにも評価するわけですけども、やはりこういう不十分なやり方でやっていくということが非常に大きな問題でありますし、少子高齢化ということはずっと言われてきていて、そして赤ちゃんが生まれた途端に3万7千円負担しろって言われちゃうわけですよね。子どもの医療費無料化ということでやっても、国保では負担しなきゃいけないんですよね。これは大分大きな矛盾ではないかというふうに感じるわけですが、やはりこのところは大きな問題だと思うね、社会保険と国保との問題だというふうに思います。

国保新聞の7月1日付によりますと、昨年、コロナで感染して、その方々に傷病手当を出すというふうに決まりました。ところが、個人事業主に対しても拡大している自治体があるわけですよ。これは国保新聞で、全国で13市町村が実施しています。だから、こういう施策はやっているとところがあるわけですよ。何で当町でできないのかっていうのが一つ不満であります。

それで町長にちょっとお尋ねするわけですが、今回の未就学児に対しての負担が4分の1の町が持ち出すと、国がそういう指示したから一般会計から出すということですね。今までは国保が繰り出しはしないと、一般会計は繰り出ししないと、ずっとこう言われてきました。このことについても矛盾してくるんじゃないかということもあるんですよね。だから、そういうことで、ぜひ国や県へきちんと働きかけていただくということであるし、坂城町でもやっぱり義務教育の年齢までは、この均等割について何らかの軽減措置をお願いしたいというふうに思うわけですが、その点についていかがでしょうか。

**福祉健康課長（伊達君）** 再質問にお答えをいたします。

先ほどのご答弁の中でも申し上げましたとおり、国民健康保険制度というのは、国の社会保険

制度ということだと考えております。今ご指摘のように、全国の13の市町村では傷病手当の関係ですか、それを拡充しているというお話でございます。今回は子どもの均等割の軽減拡充というご趣旨のご質問でございますけれども、国の社会保障制度ということを考えて、例えば当町だけが独自に子どもの均等割の軽減を拡充しますと、そこに一般会計から繰り入れますといったときに、なぜ当町の町民の方だけがそれを負担しなければいけないかという妥当性、合理的な理由がなかなか探しづらいところだと思います。基本的には国でそういう制度をつかって、どこの自治体の市民、町民の皆さんも、それについてはご負担をしていくということが望ましいのではないかと考えているところでございます。

**2番（大森君）** それは全ての自治体が、結局そういうことになるわけですよね。その町民税、町の予算で一般会計から出すということは、社会保険に入っている方から見ればそういうことになるということなんです、保険者は一体どこだということになれば、今は県と町が共同して運営しているということですから、それは一つの事業所と同じじゃないですか。そういう点では、もう少し町の社会保障をきちっとしていくということは必要だというふうに思います。このことを申し上げて、ここで一般質問を終わりたいというふうに思うわけですが、やはり憲法の中には「法律の定めにより」というのが一言入っているというのが一つ問題だということに思うんですけども。だから、そういう点で憲法に抵触しているようなものであっても、法律ができればそちらに準用するということなんですよ。これはさっきの学校給食費の問題についてもそうですし、それから今回の国保についてもそうですけども、こういう点は、当然国会でも変えていただくようにしなきゃいけないわけですが、地方からも声を上げていただくということも要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、来週13日午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時27分）

